

第5次知名町総合振興計画

平成22年度～平成31年度

みんなで創り みんなで育む
みんなのまち をめざして



平成22年3月

鹿児島県大島郡知名町

みんなで創り みんなで育む

みんなのまち をめざして



平成12年に作成しました第4次知名町総合振興計画も、町民の皆様のご協力を得て大方達成することができました。そして、過去の経験と実績を踏まえ、近年の社会情勢の変化もとらえながら、新たなまちづくりの目標と方向を示すため、第5次知名町総合振興計画を策定いたしました。

この計画では、本町を取り巻く社会環境を踏まえ「みんなで創り みんなで育む みんなのまち」をまちづくりの基本理念に掲げ、「ずっと住みたい○○○誇りと自信溢れるまちだから」をまちの将来像として、さらなる本町の自立した発展に必要な7つの政策を柱として、それを実現するうえでかせない32の施策を掲げました。

今後は、この計画を町民の皆様と共有し、お互いに連携・協力しながら着実に推進することによって、町民が誇りを持ちこの町に住みたいと町内外の人から思われる知名町を目指したいと考えております。町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言、いただきました町民の皆様、町区長会、町議会、振興計画審議会をはじめとする関係団体各位の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成22年3月

知名町長 平安正盛

目 次

第1編 序 論

第1章 計画策定の目的と計画の構成

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の性格と役割	1
第3節	計画の構成と期間	2

第2章 知名町の現況

第1節	町の沿革	3
第2節	位置・自然	4
	1. 位置と地勢	
	2. 面積	
	3. 気象	
第3節	人口の動態	5
	1. 人口と動向	5
	2. 就業状況	8
	3. 町民所得	10

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節	まちづくりの基本理念	11
第2節	まちの将来像	11
第3節	主要指標	11

第2章	将来像を実現する政策（7つの柱）	
第1節	はつらつ・知名 豊かな明日をつくるまちづくり	13
第2節	やすらぎ・知名 安心して住めるまちづくり	14
第3節	ささえあう・知名 心豊かな人をつくるまちづくり	14
第4節	さわやか・知名 自然と人が共生するまちづくり	14
第5節	いきいき・知名 快適で住みよいまちづくり	15
第6節	うるおい・知名 人とのつながりを大切にするまちづくり	15
第7節	みすえる・知名 新時代を構築するまちづくり	15
第3章	施策の体系図	16

第3編 基本計画

第1章	はつらつ・知名 豊かな明日をつくるまちづくり	
第1節	農業	17
第2節	農業農村整備	23
第3節	農地	26
第4節	雇用	28
第5節	林業	29
第6節	水産業	32
第7節	商工業	34
第8節	観光	36
第2章	やすらぎ・知名 安心して住めるまちづくり	
第1節	高齢者福祉	38
第2節	児童福祉	43
第3節	母子・寡婦福祉	45
第4節	障害者福祉	46
第5節	地域福祉	48
第6節	保健福祉（健康な暮らし）	50
第7節	防災	52
第8節	交通安全	54

第3章	ささえあう・知名	心豊かな人をつくるまちづくり	
第1節	学校教育	・・・・・・・・・・・・・・・・	56
第2節	生涯学習	・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第4章	さわやか・知名	自然と人が共生するまちづくり	
第1節	自然環境	・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第2節	ごみ対策	・・・・・・・・・・・・・・・・	64
第5章	いきいき・知名	快適で住みよいまちづくり	
第1節	情報通信	・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第2節	道路	・・・・・・・・・・・・・・・・	68
第3節	港湾・漁港	・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第4節	都市計画	・・・・・・・・・・・・・・・・	72
第5節	住宅	・・・・・・・・・・・・・・・・	73
第6節	生活環境	・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第7節	公共交通(バス)	・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第6章	うるおい・知名	人とのつながりを大切にするまちづくり	
第1節	共生・協働	・・・・・・・・・・・・・・・・	78
第2節	移住・交流	・・・・・・・・・・・・・・・・	80
第7章	みすえる・知名	新時代を構築するまちづくり	
第1節	行政運営	・・・・・・・・・・・・・・・・	82
第2節	財政運営	・・・・・・・・・・・・・・・・	86
第3節	議会運営	・・・・・・・・・・・・・・・・	89

町章

「知名」の文字と伝統あるエラブユリの花を図案化しました。

(昭和 31 年 6 月 23 日制定)



知名町民憲章

わたくしたち知名町民は知名町を、より明るく、より美しく、より豊かにするため、この憲章を守りましょう。

(昭和 55 年 3 月 29 日制定)

1. わたくしたち知名町民は
健康で明るい楽しい町をつくりましょう。
2. わたくしたち知名町民は
教養を高め文化を進め、ひらけ行く町をつくりましょう。
3. わたくしたち知名町民は
きまりを守り親切をつくし、したわれる町をつくりましょう。
4. わたくしたち知名町民は
よく働いて、豊かな住みよい町をつくりましょう。
5. わたくしたち知名町民は
青少年を守り、伸びゆく町をつくりましょう。

町民憲章の趣旨

我々町民の生活を明るく楽しい豊かなものにするための全町民の心のよりどころ、町民生活の座右の銘ともいふべきものが町民憲章であり、町民の皆さんが日常生活において真の愛町精神を似て自らの生活行動をおしはかり、望ましい郷土づくりをすすめていくためのバロメーターともいふべきものであり、全町民が喜んで賛同し実践し得る内容が大切であることは当然であります。

知名町民憲章は、そのような主旨で制定されたものです。

知名町民憲章の五つの柱

1. 健康の保持

すべての根源は健康にあることを自覚し、心身共に健康な町民となりましょう。

2. 教養と文化

教養を高めると共に文化を進め、常に開け行く町づくりをしましょう。

3. 道徳の尊重

社会連帯感と奉仕の精神を活かし、公共施設や自然の保護に努め、時間を尊重し明るい、住みよい町にしましょう。

4. 豊かな生活

勤労精神を振起し、産業経済の開発振興をはかりいきいきとした物心豊かな町にしましょう。

5. 青少年教育

正しい、頼もしい、強い青少年を育成し、次代を担う使命感に徹した人間性豊かな青少年を育てましょう。

第1編 序論

第1章 計画策定の目的と計画の構成

第2章 知名町の現況

第1章 計画策定の目的と計画の構成

第1節 計画策定の目的

知名町では、平成11年度に第4次知名町総合振興計画を策定し、平成21年度を目標年次に定め「人間即ちヒト」（人づくり・人間にやさしい福祉施策）、「資源即ちモノ」（資源を大切にす産業振興）、「財源即ちカネ」（財源の有効活用による事業推進）の三つの「ゲン」を基本理念として、「豊かで 明るく 住みよい 元気がある ふるさと知名づくり」の実現に向け総合的なまちづくりを進めてきました。

しかし、少子高齢化の進行、人口減少に歯止めがかからず、さらに町をめぐる社会経済情勢は大きく変化し、環境の問題、雇用の対策、情報化の進展など新たな課題が拡大してきています。

第5次知名町総合振興計画では、これまでのまちづくりで残された課題を継承し、解決をめざすとともに、新たな社会状況に対応しながら、これからの知名町の姿を描き出していく使命を担っています。

第2節 計画の性格と役割

総合振興計画は、地方自治法第2条の「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」との規定に基づき策定されるものです。

本計画は、行政運営を総合的かつ計画的に行うための基本方針であるとともに国・県に対して本町の将来の基本姿勢を示し、その実現について有機的な調整を得ようとするものであります。また、新しい町づくりの目標に向かって、町民が共有・実践すべき計画として位置づけられるものであり、知名町のまちづくりを進めていく上で、一番大事な計画となります。

第3節 計画の構成と期間

総合振興計画は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる構成としています。

【基本構想】〔10年計画〕

基本構想は、知名町の10年後のまちづくりを進めていく政策（基本方針）等を示すものであり、その計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

【基本計画】〔前期5年計画〕〔後期5年計画〕

基本計画は、基本構想に示した考え方を実現していくには、どのような課題があり、それをどのように解決していくのかなど、政策（基本方針）を達成するための施策（政策からみたまちの課題）の体系を示すものであり、その計画期間は平成22年度から平成26年度までの前期5年間と平成27年度から平成31年度までの後期5年間とします。

【実施計画】〔ローリング計画〕

実施計画は、基本計画に定めた施策（政策からみたまちの課題）を計画的に推進するため、主要な事業の実施年度、実施主体、内容、事業費等について明らかにするもので、各年度の予算編成における基本的な指針となります。その計画期間は基本的に2年間とし、社会情勢や経済動向に留意して毎年度更新するローリング方式とします。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
基本構想	(10年)									
基本計画	前期 (5年)					後期 (5年)				
実施計画	(2年)		毎年度ローリング							

第2章 知名町の現況

第1節 町の沿革

沖永良部の時代区分は、原始から8・9世紀ごろまでを「奄美世」と呼び、階級社会以前の集落共同体の時代で、その後「按司世」を経て琉球王朝(北山王)が支配する「那覇世」、薩摩藩が支配する「大和世」へと続きます。

「那覇世」は、文永3年(1266年)から慶長14年(1609年)までの340年間、北山王が統治し琉球文化を伝えました。現在伝承されている文化・言語・風俗などは、その当時に起因しています。

慶長14年、薩摩藩の琉球侵略の結果、琉球支配から薩摩藩の支配下となり、藩政統治は、明治4年(1871年)の廃藩置県までの260年間続きました。

明治41年(1908年)には島嶼町村制が実施され、従前の村呼称を大字に改称、知名村和泊村となり今日の行政区画の基礎が確立されました。大正9年には島嶼町村制廃止に伴い普通町村制となり村長は住民の公選となりました。

昭和21年8月には終戦とともに米国軍政府の統制下で奄美群島政府が新設され、その後、昭和21年9月には町制が施行されたが、軍統制下では戦災復興も進まず経済的窮乏は深まる一方となり、群島民一体となった祖国復帰運動の結果、昭和28年12月25日、日本復帰が実現しました。

昭和29年6月、奄美群島復興特別措置法が公布され、昭和38年までの10年間は復興事業、昭和39年から48年までの奄美群島振興事業により港湾・道路・農業基盤・教育施設・簡易水道など、今日の知名町の基礎が築かれました。しかし、奄美群島を巡る諸条件は依然として厳しく、本土との間には諸格差が存在していることから、昭和49年から平成15年度までの奄美群島振興開発事業では、「奄美群島の特性と発展可能性を生かし、積極的な社会開発産業振興を進める」ことを目標に諸施策が推進されてきました。

平成16年度から平成20年度までの奄美群島振興開発特別措置法においては、「住民の創意と工夫に根ざした主体的・自発的な取組による、活力と魅力に満ちた農業振興、情報化の進展に対応した情報通信環境の整備、人と自然が共生する癒しの町づくり等」を推進してきました。

平成21年度から平成25年度までの奄美群島振興開発計画においては、「人と自然が織りなす癒しの島・奄美の創造」による群島の自立的発展及び豊かな住民生活の実現を目標として、「地域の特性を生かした産業の展開」や「豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開」、「世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり」など5つの柱を基本に島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう定められ、自立的発展を目指

し推進を図っています。

本町においては、港湾・道路等の交通基盤整備、住宅・下水道等の住環境整備、産業振興のための土地基盤整備等、福祉対策・教育文化の振興等、「豊かで明るくうるおいのある町づくり」のため諸施策を推進してきましたが、今後は変化する社会・経済情勢に対応しながら各種施策を積極的に推進します。

第2節 位置・自然

1. 位置と地勢

沖永良部島は、鹿児島市の南方約 546 km、また那覇市の北方約 180km の洋上に位置する面積 93. 65km² の島で、南方には太平洋を隔てて与論島や沖縄本島が望まれ、北は東シナ海に面しています。

知名町は、この島の南西部にあり北緯27度20分、東経128度35分に位置し、面積53. 29km² で東西 10km、南北 8 km にして東北部は和泊町と接しています。また、古来より南西諸島の一部として、歴史的、文化的に沖縄とのつながりも深い。

本町は標高 245m の大山を中心にその大部分が第四紀の琉球層群に覆われたカルスト地形を呈しているため、石灰岩が露出している所が多くあり、河川は殆どなく僅かに 2 級河川の余多川があるのみで、亜熱帯樹林が繁茂する大山周辺以外は比較的平坦部が多い。

土壌は粘土質が多く、山腹には無数の鍾乳洞が発達し、現在公開されている昇竜洞は東洋一を誇ると言われ、本町観光資源の拠点として多くの観光客が訪れています。

大山周辺にはドリーネ（凹地）が点在しており、その数は 200～300 ともいわれている。この中にはさまざまな鍾乳洞があり、その洞内を流れる地下水が海岸部で湧水となっている。これらは古くから島の人々の水源として利用されており、湧水の周辺に集落が形成されています。

一方、海岸線は極めて単調であるが、珊瑚礁がよく発達しており、年平均気温 22℃という温暖な気候とあいまって南国情緒豊かな土地であります。

2. 面積

沖永良部島の全体面積は、93. 65km²、そのうち本町の面積は 53. 29km² と島全体の 56. 9% を占めています。町面積の 39. 8% に当たる 21. 23km² が耕地であり、24% が林野となっています。

3. 気象

本町の気候は亜熱帯海洋性で、四季を通じて温暖多雨であり、台風の常襲地帯です。このうち、梅雨期と台風による雨が集中して降るのが特徴であり、7月～8月にかけては

1年中でもっとも天気が安定し日照時間は年中で最も長くなります。しかし、この強い日射により干ばつをおこすこともしばしばあります。

梅雨は本土より1カ月早く5月中旬頃に始まり6月下旬頃に終わります。季節風は夏と冬に顕著に現れ、夏は南東から南、冬は北から北西の風となります。冬の季節風は北西部の地区一帯で激しく、その期間は11月頃から翌年の3月頃までに及び、特に12月後半から2月にかけては、最大風速が10m/sを超える日が数日続くことが多く、沿岸漁業や農業等に与える影響は大きなものがあります。

台風は主に6月から8月にかけて来襲しますが、まれに5月・11月に来襲する年もあります。

これらの特殊な気象条件は、本土との交通は勿論、本町の農業、漁業をはじめとする産業振興の大きな阻害要因となっています。

特に昭和52年9月9日から10日未明にかけて来襲した大型で非常に強い台風9号(沖永良部台風)は、沖永良部全島に壊滅的な被害をもたらしました。この台風が通過した2時間足らずの間に家屋の全壊733戸、半壊685戸、一部破損576戸の他、重傷8名、軽傷47名等の負傷者を出し、罹災者は4,460人にもなりました。

また、この台風は80年ぶりとも言われ、中心気圧907.3hPa(ヘクトパスカル)、最大瞬間風速80m以上(推定)の観測史上最大級の台風でありました。

第3節 人口の動態

1. 人口の動向

表1において、本町の平成17年における国勢調査人口は7,115人で対平成12年比4.3%の減少となっています。また、グラフ1においては平成15年以降の人口推移(住民基本台帳人口)を見ると人口減少の進んでいる状態がわかります。

さらに、平成17年国勢調査と20年前の昭和60年を年齢階層別人口で比較してみると、0～14歳の年少人口差は839人で43%の減少、15～64歳の生産年齢人口差は776人で16%の減少、65歳以上の老年人口差は565人で38%の増加、そして総人口差は1,050人で12%の減少となっており、生産年齢人口の減少等により少子・高齢化が進行しています。

このように年少人口及び生産年齢人口の減少は、産業労働力の低下をもたらすと同時に、若年層の減少によって、出生率低下による児童の急減をもたらし、他方で急激な高齢化を進行させています。

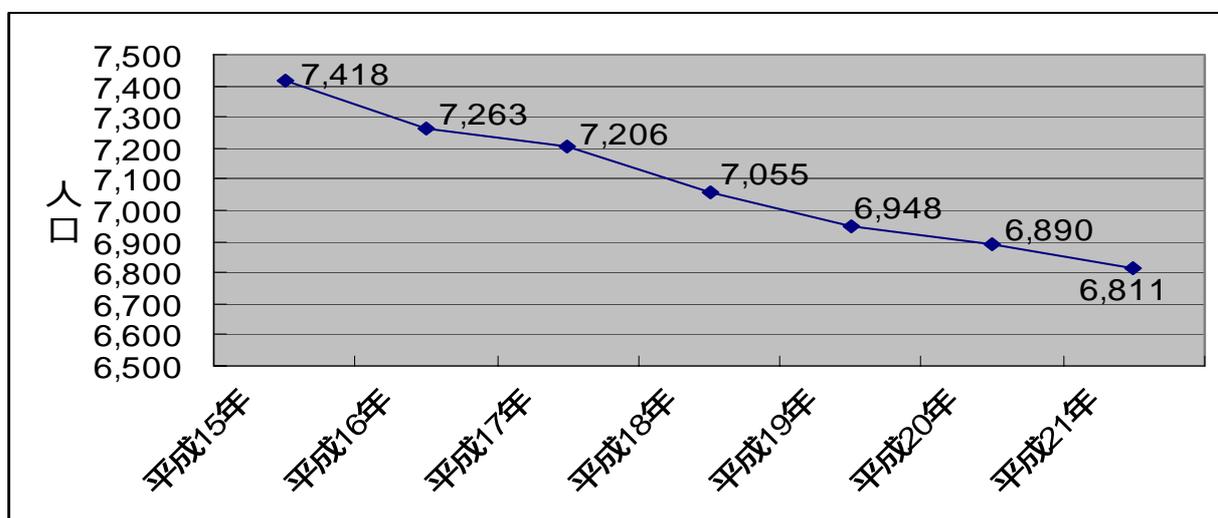
(表1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和40年	昭和45年		昭和50年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 10,991	人 8,703	% △20.8	人 8,267	% △5.0
0歳～14歳	4,090	2,612	△36.1	1,925	△26.3
15歳～64歳	5,563	4,782	△14.0	4,996	4.5
うち15歳 ～29歳(a)	1,501	1,250	△16.7	1,578	26.2
65歳以上(b)	1,338	1,309	△2.2	1,346	2.8
(a)/総数 若年者比率	% 13.7	% 14.4	-	% 19.1	-
(b)/総数 高齢者比率	% 12.2	% 15.0	-	% 16.3	-

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 8,407	% 1.7	人 8,165	% △2.9	人 7,768	% △4.9
0歳～14歳	1,929	0.2	1,920	△0.5	1,760	△8.3
15歳～64歳	5,051	1.1	4,767	△5.6	4,381	△8.1
うち15歳 ～29歳(a)	1,450	△8.1	1,049	△27.7	809	△22.9
65歳以上(b)	1,427	6.0	1,478	3.6	1,627	10.1
(a)/総数 若年者比率	% 17.2	-	% 12.8	-	% 10.4	-
(b)/総数 高齢者比率	% 17.0	-	% 18.1	-	% 20.9	-

区 分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 7,456	% △4.0	人 7,435	% △0.2	人 7,115	% △4.3
0 歳～14 歳	1,494	△15.1	1,249	△16.3	1,081	△13.4
15 歳～64 歳	4,104	△6.3	4,169	1.5	3,991	△4.2
うち 15 歳 ～29 歳(a)	823	1.7	965	17.2	874	△9.4
65 歳以上(b)	1,858	14.2	2,017	8.5	2,043	1.2
(a)/総数 若年者比率	% 11.0	-	% 12.9	-	% 12.2	-
(b)/総数 高齢者比率	% 24.9	-	% 27.1	-	% 28.7	-

(グラフ 1) 平成 15 年以降の人口推移



(住民基本台帳：各年 10 月 1 日現在)

2. 就業状況

表2において、本町の就業者数は、平成17年国勢調査でみると3,413人で、対平成12年比2.1%の減少となっています。

これを産業別にみると第1次産業が1,080人(全就業者の31.6%/内農業就業者1,074人)で対平成12年比6.1%の減、第2次産業は541人(全就業者15.9%)で対平成12年比0.3%の微増、第3次産業は1,789人(全就業者の52.4%)で対平成12年比0.5%の微減となっています。これを見ると、基幹産業である農業従事者の減少が続いており、第2次・第3次産業従事者はほぼ横ばいとなっています。

さらに、グラフ2においては産業別人口の推移をみると、就業者総数の減少が続いており、特に第1次産業従事者の減少は著しいのがわかります。

農業従事者の減少が続いているとはいえ本町の基幹産業は農業であることに変わりなく、今後は、第1次産業従事者の減少に歯止めをかけるため後継者育成対策事業の推進や農地の流動化と機械化による労力の省力化で農業経営の安定向上を図らなければならない。

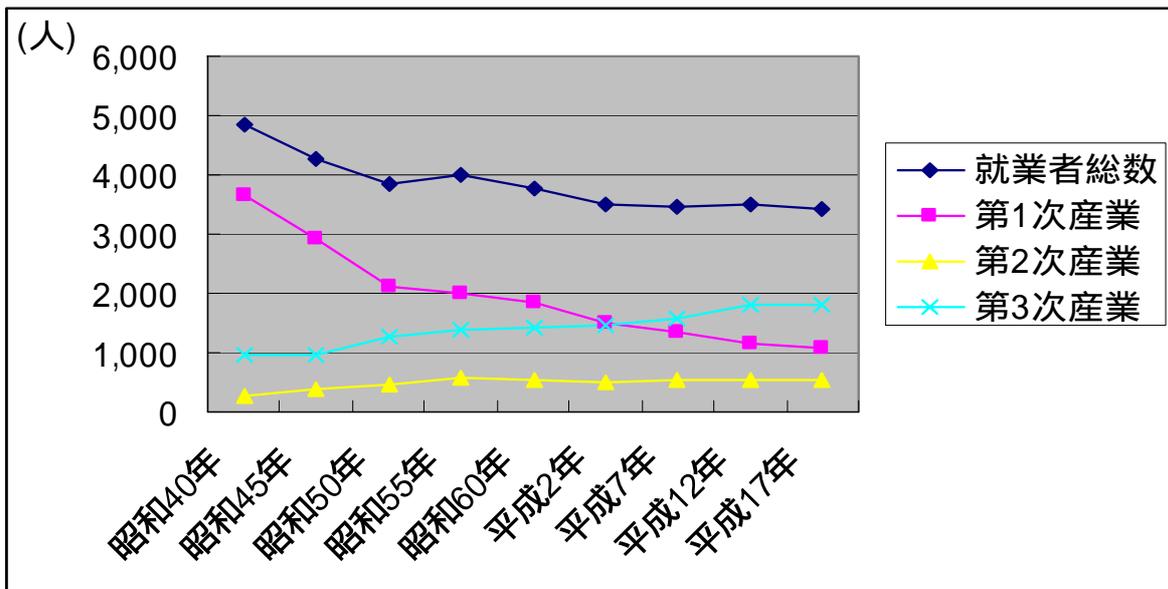
(表2) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和40年	昭和45年		昭和50年	
	実数(人) (就業比率%)	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)
総 数	4,859	4,273	△12.1	3,865	△9.5
第1次産業	3,640 (74.9)	2,910 (67.9)	△20.0	2,110 (54.7)	△27.4
第2次産業	266 (5.5)	389 (9.1)	46.2	469 (12.1)	20.5
第3次産業	953 (19.6)	973 (23.0)	2.0	1,282 (33.2)	31.7

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年	
	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)
総 数	3,993	3.3	3,766	△5.7	3,496	△7.2
第1次産業	2,012 (50.4)	△4.6	1,828 (48.6)	△9.1	1,509 (43.2)	△17.4
第2次産業	581 (14.6)	23.8	521 (13.8)	△10.3	511 (14.6)	△1.9
第3次産業	1,397 (35.0)	8.9	1,417 (37.6)	1.4	1,474 (42.2)	4.0

区分	平成7年		平成12年		平成17年	
	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)	実数(人) (就業比率%)	増減率 (%)
総数	3,463	△0.9	3,488	0.7	3,413	△2.1
第1次産業	1,343 (38.8)	△11.0	1,151 (33.0)	△14.2	1,080 (31.6)	△6.1
第2次産業	547 (15.8)	7.0	539 (15.4)	△1.4	541 (15.9)	0.3
第3次産業	1,571 (45.4)	6.5	1,798 (51.6)	14.4	1,789 (52.4)	△0.5

(グラフ2) 産業別人口の推移



3. 町民所得

本町の町民所得は、平成 18 年度は 12,494,091 千円で、前年度に比べて 1.8%の減少です。また、町民 1 人当たりの所得は 1,796 千円でこれは郡民 1 人当たり所得 1,982 千円の 90.6%となっています。また、県民 1 人当たり所得 2,283 千円の 78.7%に当たり、国民 1 人当たり所得 2,922 千円の 61.5%となっています。このように、依然として本土との格差には大きなものがあります。

○町民所得・郡民所得・県民所得・国民所得の対比

	年 度	実 数			増加率 (%)		
	単 位	16 年度	17 年度	18 年度	17/16	18/17	
町 民 所 得	千 円	12,670,871	12,722,596	12,494,091	0.4	△1.8	
郡 民 所 得	百万円	247,800	246,999	247,341	△0.3	0.1	
県 民 所 得	百万円	3,896,357	3,963,568	3,979,394	1.7	0.4	
国 民 所 得	億 円	3,638,976	3,666,612	3,732,466	0.8	1.8	
町民 1 人当たり所得	千 円	1,765	1,788	1,796	1.3	0.4	
郡民 1 人当たり所得	千 円	1,935	1,953	1,982	0.9	1.5	
県民 1 人当たり所得	千 円	2,210	2,261	2,283	2.3	1.0	
国民 1 人当たり所得	千 円	2,849	2,871	2,922	0.8	1.8	
1 人当 り所得 格 差	町／郡	%	91.2	91.6	90.6	0.4	△1.0
	町／県	%	79.9	79.1	78.7	△1.0	△0.5
	町／国	%	62.0	62.3	61.5	0.5	△1.3
(参考)本町人口	人	7,178	7,115	6,957	△0.9	△2.2	

第2編

基本構想

第1章 まちづくりの目標

第2章 将来像を実現する政策（7つの柱）

第3章 施策の体系図

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの基本理念

これからのまちづくりは、従来にも増して「自らが考え、取り組み、創り、育てていく主体的なまちづくり」が求められることから、まちづくりの基本理念は、「みんなで創り みんなで育む みんなのまち」と設定しました。

第2節 まちの将来像

まちづくりの基本理念を向上させることは、町民ひとり一人が知名町に住むことに誇りが持てるまちづくりが行われることにより可能となります。

そのような考えを基本とし、「ずっと住み続けたい〇〇〇誇りと自信溢れるまちだから」をまちの将来像とします。

第3節 主要指標

○ 将来人口の見通しと目標

国勢調査によると本町の人口は、昭和45年に8,703人と9千人を下回り、平成2年に7,768人と8千人を下回っています。

また住民基本台帳によると平成19年には7千人を下回っており、平成21年10月現在で6,811人となっています。

国立の政策研究機関が出した推計によると今後も人口が減少する見込みとしており、平成32年には6,100人との予測がなされています。

このため、社会経済情勢の変化に適切に対応し、産業基盤の強化や雇用の確保を推進するとともに、生活環境の整備や少子化対策・子育て支援の充実などを図り、人口増を目指すこととし、計画最終年度の目標人口を6,500人と設定しました。

表1 人口実測と推計

			← 実測値	推計値 → (平成17年=100とした場合)		
平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
7,768人	7,456人	7,435人	7,115人	6,791人	6,457人	6,100人

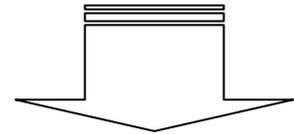
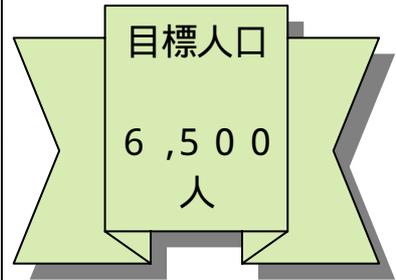
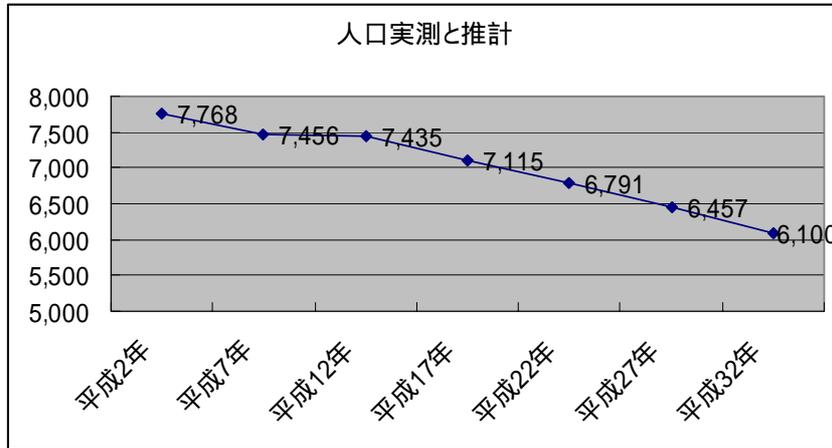


表2 目標値 (平成17年を100とした時の推計値)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	目標値
総人口	7,115	6,791	6,457	6,100	6,500
割合 (%)	100.0	95.4	90.7	85.7	91.4
年少人口	1,081	989	891	786	838
割合 (%)	15.2	14.6	13.8	12.9	11.8
生産年齢人口	3,991	3,862	3,571	3,137	3,336
割合 (%)	56.1	56.9	55.3	51.4	46.9
老年人口	2,043	1,940	1,995	2,178	2,326
割合 (%)	28.7	28.6	30.9	35.7	32.7
75歳以上人口	1,091	1,165	1,168	1,078	1,152
割合 (%)	15.3	17.1	18.1	17.7	16.2

注 「年少人口」とは0歳から14歳までのこと。

「生産年齢人口」とは15歳から64歳までのこと。

「老年人口」とは65歳以上のこと。

第2章 将来像を実現する政策(7つの柱)

町の将来像「ずっと住みたい・・・誇りと自信溢れるまちだから」を実現するために、次のような政策（7つの柱）を設定します。

第1節 はつらつ・知名〈豊かな明日をつくるまちづくり〉

本町は、さとうきびを基幹作物として花き、輸送野菜、葉たばこ等の耕種作物に肉用牛を組み合わせた複合経営を推進し、農業生産性や農家所得等において県下でも高い評価を得ており農業立町としての地位を築いています。しかし、農業を取り巻く情勢は、国内外においても厳しい状況下にあります。農業の振興を図るためには、生産基盤の強力な推進、地力の維持・増進、農業用水対策、防風林対策などの生産条件を向上させ、機械化栽培の一貫体系の確立と病虫害防除を徹底し、複合経営による輪作体系の確立を図りながら、担い手農家等の経営体の確保・育成に取り組みます。

本町では、島外にいる進学・就職者が「島へ帰りたいが仕事がない」と島へ帰ることを断念し、人口増加の妨げとなっており、さらに新たな雇用がなかなか生み出せない状況にあるため、雇用情報の収集と提供機能の充実、雇用対策の促進に取り組みます。

本町の水産業は漁業経営の安定と生産性向上を図り、うるおいと活気に満ちた漁港・漁村づくりを推進するため、漁業後継者の育成確保に努め、また、林業は水源かん養機能を重視する「水土保持林」生活環境保全機能または保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」等、機能に応じた森林の整備に取り組みます。

商業では、消費者ニーズの多様化に的確に対応し、経営の改善を図りながら消費意欲を生み出すような店づくり、魅力的で個性あふれる商店街づくりに取り組み、観光では、交流体験型、農業体験型、伝統芸能・風土の文化芸術体験型などを推進し、また、沖永良部島を一つの観光ルート化し、観光案内等の情報発信を進めるとともに沖縄や奄美各島と連携した広域観光ルート化に取り組みます。

第2節 やすらぎ・知名〈安心して住めるまちづくり〉

本町は、保健・福祉・介護・医療の総合的なサービス供給システムの確立、高齢者の生きがいづくりや住みよい環境づくりに努めるとともに、乳幼児の心身の健全な発達のため今後の保育行政の一層の充実と養育に対する啓発や相談機能、各種制度に取り組みます。

また、母子・寡婦・父子家庭の福祉向上に努め、自立促進に向けて母子・寡婦福祉会を中心とした積極的な活動や制度活用の啓発・更生指導・組織の育成強化を図り、障害者福祉においても地域社会の一員として社会経済活動等に参加できるように取り組みます。

本町では、生活環境の複雑多様化の実状に促した地域防災計画に努め、予防消防の確立と自主防災組織の充実等防災体制の確立を図り、また、子どもと高齢者の交通事故防止対策など交通安全に取り組みます。

第3節 ささえあう・知名〈心豊かな人をつくるまちづくり〉

本町は、学校教育において、学校・家庭・地域社会の連携を一層深め、「生きる力」の育成を目指すとともに自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる能力の育成に取り組みます。さらに、歴史的文化財や伝統芸能を数多く有し、伝統芸能伝承を通じた世代間交流や人材育成が活発に行われており、今後も文化財の保護・活用とともに地域伝統芸能の復活と継承・発展、新しい文化の創造を推進します。また、スポーツ・レクリエーションに対する要求に対応するため社会体育施設の整備・活用を充実するとともに、心と体の健康づくりに取り組みます。

第4節 さわやか・知名〈自然と人が共生するまちづくり〉

本町では、子孫によりよい環境を残すため環境問題や地球温暖化対策などの積極的な取り組みが求められおり、世界自然遺産登録の取り組みを進め、また、環境美化・ゴミ減量・リサイクルなどの運動を推進するなかで町民意識の高揚に努め、環境保全への行動参加に取り組みます。

第5節 いきいき・知名〈快適で住みよいまちづくり〉

本町では、ブロードバンド整備、地上デジタル放送対応中継局整備、携帯電話不感地域の整備など民間主体による情報通信網整備が進められており、今後はインフラ整備とともにICT利活用に取り組みます。

また、町道174路線で規格改良率、舗装率ともまだ約50%となっており、今後の道路網の整備促進を図るとともに、整備された知名漁港・住吉港・沖泊漁港の利用促進を図ります。さらに、「暮らし」を楽しむ住宅地の創造とゆとりと豊かさを感じる住宅地への再生を基本理念に安心して快適な住環境の整備促進に取り組みます。

本町の安全で安定した上水道の供給のため計画的効果的な整備と高水準化に努め、また、下水道では生活環境の改善と公共水域等の水質保全を図り、効率的な施設の維持管理と更新を行い事業経営の健全化に取り組みます。

公共交通では、バスの効率的で持続可能な公共交通体系の構築を目指します。

第6節 うるおい・知名〈人とのつながりを大切にすまちづくり〉

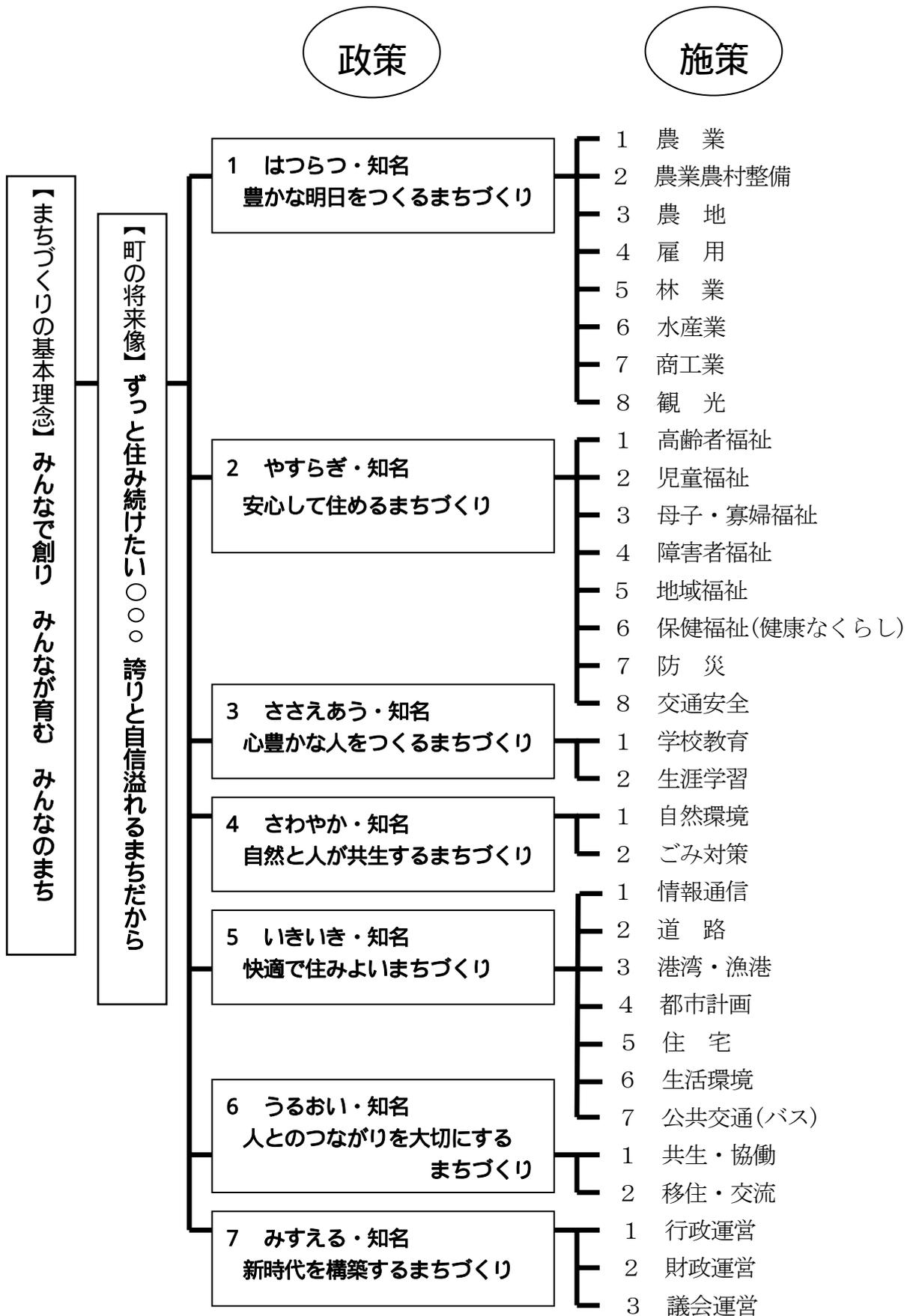
今後はさらに、多様化する町民からのニーズに対応する新しい町の姿として、町民と行政が協力し共に支えあう「共生・協働のまちづくり」を推進し、移住や定住、交流にも積極的に取り組みます。

第7節 みすえる・知名〈新時代を構築するまちづくり〉

本町は、行政推進の基本理念を「ヒト」＝人間・「モノ」＝資源・「カネ」＝財源の三つの「ゲン」と位置づけし、町民参加の行政を積極的に推進しており、「豊かで明るく住みよい町づくり」のため行政と住民が一体となった施策の展開が最重要課題であります。

平成18年3月に第三次行財政改革大綱、実施計画、集中改革プランが策定され、行財政改革を推進しております。今後とも「第四次行財政改革大綱」等を策定し、効率的な行財政運営に取り組みます。また、財政的指標においても健全的な数値へ改善し、施設の合理化等を推進します。さらに議会においては、議会だよりを通じた傍聴の周知を行うことで積極的参加を町民に呼びかけるよう取り組みます。

第3章 施策の体系図



第3編

基本計画

- 第1章 はつらつ・知名 豊かな明日をつくるまちづくり
- 第2章 やすらぎ・知名 安心して住めるまちづくり
- 第3章 ささえあう・知名 心豊かな人をつくるまちづくり
- 第4章 さわやか・知名 自然と人が共生するまちづくり
- 第5章 いきいき・知名 快適で住みよいまちづくり
- 第6章 うるおい・知名 人とのつながりを大切にするまちづくり
- 第7章 みすえる・知名 新時代を構築するまちづくり

第1章 はつらつ・知名 豊かな明日をつくるまちづくり

第1節 農 業

1. 現状と課題

[現状]

- 本町の農業形態はさとうきびを基幹作物として花き、輸送野菜、葉たばこ等の耕種作物に肉用牛を組み合わせた複合経営を推進しています。しかしながら、農業を取り巻く情勢は、国内的には農産物の価格低迷、産地間競争、消費の鈍化が顕在で、国際的にはWTO（世界貿易機関）農業交渉やアジア諸国等とのFTA（自由貿易協定）に向けた動きなど厳しい状況下にあります。農家間においては、栽培技術や営農管理等に開きが見られ、経営能力向上を図る必要があると考えられます。
- 農業後継者不足や担い手農家の高齢化の進行により農家戸数・従事者とも減少傾向にあります。
- 農業を主とする農家が（専業農家及び第1種兼業農家）550戸存在する一方、国が効率的かつ安定的な農業経営の担い手として位置づけている認定農業者の数は288戸であるが、平成23年度には300戸の確保に向けて取り組むこととします。
- 自給野菜は、夏季は気象条件や病害虫に左右され生産が不安定で、本土産野菜への依存が高い状況であります。
- 食品表示偽造、農産物に農薬成分が残留した問題が報道されるなか、食の安全に不安を感じている消費者もいると考えられます。
- 育苗センターについては、作物（花き・野菜）の実証圃試験、さとうきびの優良品種及び優良種苗の育成・普及を行っている状況にあります。初期目的のウイルスフリー等の苗を安定的に供給し地域農業に資するためには、専任職員の配置は必要不可欠であり中長期の展望と検討が必要であります。
- 町内の各集落においては、少子高齢化の進展や若い世代の島離れにより、集落活動に支障を来すことが考えられます。

[課題]

- 各種事業を活用して、畑地かんがい施設など生産基盤のより一層の充実と、各研修会を開催・誘導し、自立経営農家の育成を図っていく必要があります。
- 農業を持続的に発展させていくために欠かせない地域農業のリーダーとなる担い手を確保・育成する必要があります。
- 後継者や新規就農者への支援を積極的に行う必要があります。
- 新鮮な地場産野菜を活用した健康で豊かな食生活の普及・定着を図るため地産地消(知

産知消)・食育の取組みを推進します。

- 消費者の健康志向を重視したニーズに対応するため、安心・安全なエコ農産物の産地体制を確立する必要があります。
- 世代、性別、地域、価値観などの違いを超え、共に支え合い、築くむらづくりを推進します。

2. 基本方針

- 農業の振興を図るためには、生産基盤の強力な推進、地力の維持・増進、農業用水対策、防風林対策などの生産条件を向上させ、機械化栽培の一貫体系の確立と病虫害防除を徹底し、複合経営による輪作体系の確立を図りながら、担い手農家等の経営体の確保・育成に努めます。
- 高収益作目の試作・導入による高生産性農業の確立を図り、豊かな明日をつくるまちづくりを建設します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
生産額	百万円	4,759	5,500
農家戸数	戸	550	502
認定農業者数	人	288	320

* 農家戸数の現状値は、平成 17 年農業センサスの数値

〔設定理由〕

- 生産額については、畑地かんがいによる農業用水確保と地力増進による単位収量増加、高収益作物の面積拡大や農産物価格低迷の好転を期待し、74,100 万円の生産額増加を目指します。
- 農家戸数については、人口推計値の割合を使用しました。
- 認定農業者については、担い手育成総合支援協議会による各種施策・経営相談・技術支援など、農業に参入しやすい環境整備を更にはかり、32 人の増を目指します。

4. 施策展開の概要

(1) 担い手・後継者の育成

- ① 認定農業者や集落営農組織等担い手の経営確立を図るため、担い手のニーズに即した支援ができるよう、経営相談、集落営農の組織化や法人化、農地の有効利用等を図り担い手の確保・育成に努めます。
- ② 資質の向上を図るため、技術習得の機会を積極的に与え、パソコン簿記講習会等の研修会を開催・誘導し、経営管理能力向上を図るための条件づくりを行います。

- ③ 新規就農者に対しては一定の月給を支給し、自立経営に向けて就農を支援します。
- (2) 地力増進・単位収量の引き上げ
 - ① 本町の土壌は、化学肥料多用で地力が減退傾向にあります。複合経営による輪作体系の確立を図り、農用地の効率的な利用を推進します。
 - ② 地力増進のための肉用牛の増頭推進、緑肥作物の栽培、有機堆肥の投入などにより土壌改良を行い、土壌の浄化による連作障害の防止に努めます。
- (3) 地産地消(知産知消)・食育の推進
 - ① 地産地消(知産知消)については、地場産野菜の生産拡大を図ると共に直売所や量販店等への地場産農産物の利用促進、学校給食への利用拡大を図ります。
 - ② 食育については、食や農に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができるよう、地域が一体となった取り組みを推進します。
- (5) 食の安心・安全
 - ① 土壌診断に基づく適正施肥、農薬の適正使用や生産履歴の記帳を推進します。
 - ② 土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行うエコファーマーの確保・育成に努めます。
 - ③ 多量の農業用廃ビニールを産業廃棄物処理施設で適正に処理します。
- (6) 活力あるむらづくり
 - ① 地域の実態に応じた実践活動等を通して、農村集落内の住民・組織間等の連携により農村集落の再生を図ります。
 - ② 集落活性化のためNPO法人や都市住民など地域外の活力導入、グリーン・ツーリズム等を通じた都市と農村の交流活動など、集落外の多様な主体との連携を図ります。
 - ③ 農村環境の保全や地域の歴史・文化など地域資源の発掘・活用等によりむらづくりの維持・発展に努めます。

5. 重点振興作目

(1) さとうきび

○ さとうきびは、収穫機械の普及により労力の軽減が図られつつありますが、平成22年度から品目別経営安定対策の特例措置が撤廃されることから、支援対象外農家が安心してきび作りできる環境づくりに努めます。

○ 安定的生産量を確保するため、収穫面積の拡大と共に生産量・単収のアップを図るため、畑地かんがい事業の推進とあわせて、優良品種・種苗の育成・普及、ハリガネムシ等の病虫害防除等を重点的に行います。

(振興方策)

- ① 土地基盤整備と畑地かんがい整備の促進
- ② 優良種苗の確保と普及



ハーベスタによる収穫作業

- ③ 機械化体系の確立と病虫害防除対策
- ④ 品目別経営安定対策の取組み
- ⑤ 農作業受委託組織の育成

(2) 花 き (球根類)

- テッポウユリの球根生産は、消費嗜好の多様化や外国産球根の台頭で年々栽培戸数・面積が減少している状況にあります。生産計画に基づき優良球根の生産に努め「えらぶユリ」を守り発展させていきます。

(振興方策)

- ① メリクロン球根増殖事業の推進
- ② 優良母球の選抜と親子リンペン増殖推進
- ③ 適期管理の徹底と地域防除対策の推進
- ④ 栽培基準の厳守
- ⑤ 輪作体系の確立



ユリ球根の掘り取り作業

(3) 花 き (切 花)

- 切花は、グラジオラス・テッポウユリを柱にソリダゴ、オリエンタルユリ等の作物の定着が図られています。
- 冬春期の産地として、新作目の研究・導入定着、鮮度保持技術の確立等を図り、高品質に優れた花き類の供給産地として育成に努めます。

(振興方策)

- ① 新作目の研究 (県育種品種の導入定着)
- ② 県機関との連携、指導体制の強化
- ③ 先進地・市場研修・販売促進への取組み
- ④ 鮮度保持技術の確立
- ⑤ 品評会の実施・出品



グラジオラスの品評会

(4) 野 菜 (輸送野菜)

- 野菜情勢は、輸入農産物の増加や野菜全般の価格低迷、肥料等生産資材の高騰により生産環境は厳しい状況にあります。
- 有利な気象条件を活かし、バレイショ・里芋・インゲン・実エンドウを重点に推進し、共販体制の強化を図りながら、流通コスト削減、栽培技術の高位平準化による産地体制の強化を図ります。

(振興方策)

- ① 生産技術の改善
- ② 系統共販体制の確立
- ③ 販売強化
- ④ 指導體制の強化
- ⑤ 新品目の導入検討



パレイシヨの収穫作業

(5) 葉たばこ

- 喫煙をめぐる社会環境の変化による消費量の減少や耕作者の高齢化の進行等により、耕作面積が若干減少傾向にあります。
- 将来に向けて意欲の持てる産地体制の強化を図るため、経営感覚に優れた担い手農家を育成するとともに、一層の省力化生産体制を推進します。

(振興方策)

- ① 経営感覚に優れた担い手農家の育成
- ② 低コスト生産・面的集約の推進
- ③ 良質葉たばこ生産の推進
- ④ 環境に配慮した生産の推進



葉たばこの買い入れ状況

(6) 畜産

- 農家の高齢化に伴い飼養戸数は減少傾向にありますが、比較的若い層の農家群が母牛更新、施設機械等の投資拡大傾向にあり、今後の増頭が期待されています。
- 生産費の低減に努めるため、長大作物の生産や子牛の商品性向上に力を入れ、所得率の向上を目指します。

(振興方策)

- ① 肉用牛増頭の推進
- ② 多頭飼育農家の群飼管理体系の確立
- ③ 生産コストの低減と所得の向上
- ④ 肉用牛経営の定着、安定化と段階的規模拡大の推進
- ⑤ 商品性向上
- ⑥ 生産組織の指導と飼養管理技術の研修会等の開催
- ⑦ 自給飼料の生産向上と機械化体系の確立による省力化の推進
- ⑧ 飼養管理等の分業化の検討と実践



セリの下見状況

(7) 果 樹

- 温暖な気候条件のもとマンゴー、タンカン、パッションフルーツ、島バナナ等の亜熱帯果樹の栽培があります。今後は施設化への取り組みと管理技術の向上や組織育成を図ります。
- かんきつ類に被害を与えるカンキツクリーニング病が発生しており、発生調査やミカンキジラミの薬剤防除、感染樹の伐採処分を行いまん延防止に努めます。

(振興方策)

- ① 生産指導の強化
- ② 先進地・市場研修の実施
- ③ 品評会の実施
- ④ 台風対策の強化
- ⑤ 出荷体制の強化



マンゴー

第2節 農業農村整備

1. 現状と課題

○ 本町の農業農村整備の状況は、農業生産性や農家所得等は県下でも上位にランクされ、高い評価を得ており農業立町としての地位を築きつつあるが、なお一層の農業農村整備の強力な推進が必要となります。

(1) 区画整理

県営畑地帯総合整備事業の当初の一般型から経営規模の拡大を支援することに重点を置いた担い手育成型、農産物自由化の影響を受ける地域を対象に畑作物の生産性、品質向上、作物転換の円滑化を図ることを目的として3地区で実施し、1地区が計画され、また中山間地域総合整備事業（知名町地区）でも計画しています。

(2) 畑地かんがい

区画整理済み地区を県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）によって配管工事や集水施設の整備を2地区と畑かん整備と畑かん事業のPR及び畑かん効果の実証として畑地かんがい推進モデル圃場設置事業で1地区を推進します。更に平成22年度から7地区を県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）で整備を計画しています。

(3) 農道整備

農道整備は、中山間地域総合整備事業（一般型）で3地区の農道整備が計画されています。また基幹農道整備事業・西部2期地区が平成24年度までに整備し、基幹農道整備事業として1地区を計画しています。

(4) 水資源の確保

① ため池等整備

表流水に恵まれない本町にとって、畑地かんがいの水源として県営老朽ため池整備事業によって7地区、貯水総量259,000tの施設が完成しています。

県単事業や区画整理において沈砂池を利用した大小のため池が整備されており、今後の畑地かんがい用水として利用します。

農地防災ため池等整備事業で3箇所のため池の整備を計画しています。

また、防衛施設庁の基地周辺対策農業用施設設置助成事業で山田ダムを整備し、基地周辺障害防止対策事業で宝田溜池を整備しています。

② 国営土地改良事業

本島は平坦な丘状のサンゴ礁からなり、大きな河川に恵まれず安定した水源の確保が難しく、水源を溜め池や湧水に依存しています。

このため、安定水源としての地下ダムを築造するとともに揚水機や用水路等の基幹施設を整備し、併せて関連事業による末端かんがい施設及び区画整理を実施することにより、農業生産性の向上と農業経営の安定を図ります。

平成 19 年度から事業実施され、平成 30 年度の事業完了を目指しています。

(5) 防風・防潮（塩害）対策

区画整理地区は防風、防潮対策の必要性が高く防風林等の施設整備は急務であるが防風帯の用地確保が課題となっています。

2. 基本方針

- 県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の推進
- 県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）の推進
- 農道整備の推進
- 水環境整備の推進
- 地籍調査の推進
- 農地・水・環境保全向上対策の推進
- 土砂流出防止対策の周知
- 水利用開発の周知と地下水の保全対策の推進
- 分担金の徴収と換地清算金の周知等の推進
- 国営土地改良事業との連携

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
区画整理	%	53.9	70.0
畑地かんがい	%	14.6	45.0
農道整備	%	52.4	65.0

〔設定理由〕

- 町内の県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の整備率。
- 町内の県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）の整備率。
- 町内の農道の整備率。

4. 施策展開の概要

(1) 区画整理の推進

県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）の 5 地区と中山間地域総合整備事業（知名町地区）を推進します。

(2) 畑地かんがいの推進

県営畑地帯総合整備事業（担い手支援型）の 9 地区及び国営かんがい排水事業の推進を図ります。

(3) 担い手育成対策の推進

第3節 農地

1. 現状と課題

- 食料の安定供給を確保するためには、農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地を確保し、有効利用を図る必要があります。
- 相続未登記や不在村地主農地の増加によって、相続権者等からの同意徴収が困難で担い手農家への利用権設定等の農地集積事業に支障があります。
- 農地の権利取得に係る下限面積の制限から、新規就農者の農地取得が困難であります。
- 農業者の高齢化等によって、耕作放棄地や遊休農地の増加が懸念されます。

2. 基本方針

- 農地法の一部を改正する法律の施行による、農地法の遵守や公平性・公正性の確保を図り、農地の適正かつ効率的な利用を促進します。
- 農地制度の基本が「所有」から「利用」に再構築されることから、認定農業者等の担い手農家への積極的な農地集積を促進します。

3. 施策展開の概要

- 農地パトロールを強化し、農地の無断転用や違反転用の早期発見・是正指導を行います。
- 耕作放棄地や遊休農地の実体を調査し、農地利用集積事業への誘導を図ります。
- 農地移動適正化あっせん事業、利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業を積極的に推進します。
- 農業者年金制度の周知と加入促進を図ります。

農業構造

(1) 耕地面積（単位：ha）

耕地面積	田	畑				一戸当たり 平均耕地面積
		計	普通畑	樹園地	牧草地	
2,120	3	2,110	2,060	18	33	2.26

資料：2007年農林水産統計年報（端数調整のため内訳と合計は一致しないことがある）

(2) 専兼別農家戸数（単位：戸、%）

総農家数	専業農家数	比率	兼業農家数				自給的 農家数
			第1種兼業	比率	第2種兼業	比率	
938	382	40.7	169	18.0	274	29.2	113

資料：2007年農林水産統計年報

(3) 年齢別農業経営者数（販売農家）

計	男 女 計 (人)					
	16～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65 歳以上
825	2	27	154	271	77	294

資料：2007 年農林水産統計年報



農業委員会の農地パトロール



基盤整備された農地

第4節 雇 用

1. 現状と課題

○ 本町では、農業をはじめ商工業など雇用の場の不足が大きな問題となっており、若年労働者の流出や労働人口の高齢化の原因のひとつとなっています。

さらにUターン者等の移住対策の対応が遅れている状況もあり、その原因のひとつとして雇用対策が大きな課題となっています。

2. 基本方針

○ 雇用創出への取り組みとして、情報の収集と提供機能の充実等の促進に努めながら、各地域の沖洲会を中心に誘致活動を強化するとともに、国の雇用創出事業等の積極的活用を図ります。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
事業所数	件	129	141
従業員数	人	405	445
企業(起業)誘致数	社	—	3

〔設定理由〕

○ 「事業所数、従業員数」は今後の雇用対策により、「事業所数」は約1割、「従業員数」は約2割の増を目指します。

○ 「企業誘致数」は、今後、光ファイバー網の整備が促進されることにより、知名町から情報発信したい企業の積極的な誘致活動を目指します。

4. 施策展開の概要

(1) 情報の収集と提供

- ① 企業や商業からの社員募集などの情報提供できる機能を図ります。
- ② 高齢者やU・Iターン者が持っている知識と経験を情報提供できる機能を図ります。
- ③ 国の雇用創出事業の積極的活用を図ります。

(2) 企業誘致

- ① 企業誘致等に雇用需要の創出を図ります。

第5節 林業

1. 現状と課題

- 本町の林野面積は717haで大山を中心に公用林が252haで海岸線以外は小規模の私有林が点在しています。水源涵養林として重要な機能を果たしている町有林（245ha）の保育管理と海岸防災林、耕地防災林の造成事業を実施しています。また、海岸地帯の農地は相次ぐ台風の襲来により防風林や農作物が甚大な被害を受けており、このため瀬利覚池田地区をはじめ県営海岸防災林造成事業が実施され、早期完成をめざしているものの西海岸を中心として更なる防災林が農業にとっても不可欠です。

内陸では、土地基盤整備事業や自己開発により森林資源が減少し、水源涵養林としての機能が低下しつつあるため、無秩序な開発を規制する必要があります。

大山は町民の大切な財産であり、育成複層林改良の計画的な施業を推進し、森林のもつ水源のかん養・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多様な公益的機能の高度発揮を図るとともに、町民の保健保養とレクリエーションの場として活用されおり、育成複層林整備事業で水源涵養林としての機能充実を図って行くと同時に、平成17年度に大量発生した「松枯れ葉病」による大量枯れ松の処分は安全や景観上からも喫緊の課題であります。

防風防潮対策や住環境の美観対策として、大山苗床でシャリンバイやリュウキュウコクタン等の苗木を生産販売していますが、良質の苗生産が行えないことと需要の減少により販売減が続いており、多様な苗の生産と高良質化が求められています。

町民の心のよりどころである（大山）をはぐくんできた林業事務所が現在未活用となっており、シイタケや薬草等の林産物生産または自然休養村と一体化した環境教育の拠点としての活用策も検討課題であります。

有害鳥獣駆除事業の現状として、イノシシは減少傾向であります但し予断を許さない現状にあります。また、カラスは増加傾向にあり駆除に限界があるため官民協働による対策が課題となっています。

2. 基本方針

- 本町の森林は、水資源涵養林・防災林・保健保安林として住環境、産業振興等に重要な役割を果たしています。今後もこれらの機能充実を図るため、森林の保全整備に努めます。また、大山はレクリエーション等の場としてキャンプ場・バンガローや植物園、総合グラウンド、航空自衛隊駐屯地等の施設があり、町民はもとより観光客にも人気の憩いの場所としてグリーツーリズムや環境教育の拠点としての整備を行うとともに、水源涵養林としての機能アップのために常緑広葉樹や落葉広葉樹を植樹します。また、既存の林業事務所の活用策を検討し実施していきます。

- 海岸地域においては潮害や風害等を緩和するために、実施中の事業の早期完成と必要地域への海岸防災林の造成を推進します。
- イノシシは減少傾向であるが予断を許さない現状にあります。また、カラスは増加傾向で、駆除に限界があり、町民の自衛対策も含め撲滅対策を強化していきます。
- 世界自然遺産の登録を目指し、現在国立公園化の作業が進められていますが、大山町有林については国・県と慎重に作業を進めていきます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
育成複層林整備事業 大山植林事業	ha	2	5
海岸防災林造成事業・保育事業	箇所	1	3
有害鳥獣の駆除 (イノシシ)	頭	83	0

〔設定理由〕

- 育成複層林整備事業により森林のもつ水源のかん養・土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の機能充実を図ります。
- 海岸防災林造成事業・保育事業により風水害、潮風、高潮、強風等による災害を防止します。
- 有害鳥獣の駆除 (イノシシ) により農作物の被害をなくします。

4. 施策展開の概要

(1) 町有林の保全整備

- ① 育成天然林整備事業：町有林の保育管理、保健保養とレクリエーションの場として整備活用に努めます。
- ② 松枯れ薬病による枯れ松の処分及び森林病虫害の防除を徹底します。
- ③ 水源かん養機能を重視する「水土保全林」生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」等、機能に応じた森林の整備を推進します。

(2) 防災林の保全整備

- ① 既存新規を含めた、県営事業による海岸防災林造成事業を推進します。また、町営による防災林、防風林の造成保育管理に努めます。
- ② 育苗施設の整備充実を行い、多種多様で良質な苗木生産に努めます。
- ③ 沖永良部に適した防風林、防風垣用苗の研究栽培に努めます。
- ④ 耕地防風林造成、防風垣の設置及び指導を推進します。

(3) 有害鳥獣の駆除

- ① イノシシやカラス、キジ等農作物に害を及ぼす鳥獣の駆除及び防除に努めます。

(4) 施設整備

- ① グリーンツーリズムや環境教育の場として活用するため、既存施設の新設（バンガロー）改善と遊歩道の整備を行います。
 - ② 大山林業事務所の活用策の検討・実施を推進します。
- (5) 世界自然遺産登録にむけた国立公園指定作業への協力体制の充実を図ります。
- (6) 町有林の総合的利活用の推進

森林保全・水源涵養・防災林等これまでの利用とともに、世界自然遺産登録の準備作業の進展等にかんがみ、町有林の総合的な利活用を積極的に推進します。



大山緑の少年団



保安林改良事業

第6節 水産業

1. 現状と課題

- 本島の周辺海域は天然礁が点在し、沿岸域にはサンゴ礁が発達しているため瀬魚及び根付け資源等多魚種の生産・繁殖の場となっています。一方、本島の北西の東シナ海には黒潮主軸が流れ回遊路となっており、古くから好漁場が形成されています。しかし、本町の漁業は小型船による一本釣りや素潜り漁が主で、漁獲量が少なく採算性の低い零細漁業であるため後継者不足に悩む現状であります。一部に漁港の整備が進むにつれて漁船を大型化、専門化をめざす動きもあるものの、以前小型船でレジャーの域を脱しきれない漁業者が大半であり、水産振興の大きな課題となっています。
- オニヒトデの大量発生により、ほとんどのサンゴが死滅状態であり、藻類の激減や魚の減少は水産業の振興はもとより、観光産業にも陰を落としており、豊かな海の回復が課題となっています。また、近年観光目的のヨットの寄航が増加しており、知名漁港における係船対策も喫緊の課題であります。
- 近年、健康志向の高まりから水産物の需要は増大する傾向にあり、恵み豊かな海づくりを推進し、漁業経営の安定と生産性向上を図り、うるおいと活気に満ちた漁港・漁村づくりを推進していかなければなりません。

2. 基本方針

- 漁業従事者の経営安定化を図るうえから、漁業協同組合の適正な運営強化を図るとともに、漁船漁業による漁獲量の増大を図るため浮魚礁の適正な管理を行いつつ、新たな魚礁の設置及び稚魚の放流等を計画的に行い漁場の整備を推進します。さらに、漁業資源の乏しい漁場においては、資源が回復するまでの一定期間禁漁区域を設定し資源回復に努めます。また、既存の製氷施設の改修や漁具倉庫等陸上施設の保護管理に努めます。
- 新たな対策として、遊漁船やヨット、ダイビング観光等の海洋レジャーも共存可能な漁港環境整備を推進するとともに、漁のみの漁業から脱却することにより深刻な後継者対策にも繋がることからダイビングや遊漁船等観光産業へのシフトも念頭に人材意育成を強化します。
- 水産業振興にあたっては、内外水面養殖の振興や遊漁船、大型漁船の導入は不可欠の要素であるが、多額の経費を要するため町もバックアップする必要があります。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
漁船隻数	隻	55	85
トン数	t	93	190
漁獲量	t	40	80

〔設定理由〕

- 漁船隻数は、知名漁港・沖泊漁港の漁船隻数を合算した数値です。
- トン数は、知名漁港・沖泊漁港の漁船トン数を合算した総トン数です。
- 漁獲量は、知名漁港・沖泊漁港の水揚げ量を合算した数値です。

4. 施策展開の概要

- ① 根付け資源の保護育成と生産量の増大を図るため、魚礁設置事業による築磯等の漁場整備や稚魚放流を推進します。
- ② 表層浮魚礁を計画的に設置するとともに、国県事業による大型魚礁の設置を要望し、漁獲量の増大と地元水産物の安定的な供給が図られます。
- ③ 豊かで活力のある漁村を創出するため、漁業後継者の育成確保に努めます。
- ④ ヨットや避難を含めた大型漁船の係留対策と台風時の漁船安全対策を行うとともに、小型漁船対策として、知名漁港に浮き栈橋の設置を行います。
- ⑤ 漁獲高向上のための漁法（定置網漁）や内外水面養殖業可能性調査研究事業の導入を行います。
- ⑥ 観光産業とタイアップした「海の魅力」を積極的に発信します。

第7節 商工業

1. 現状と課題

〔商業〕

- 本町の商業は、中心部である「知名・小米」に商店が集中し、商店街を形成しており、商業の核と位置付けられてきた。ただ、全国的に地方が抱える問題と同様、人口の減少、個人消費の低迷、後継者不足や隣町の大型店舗出店、通信販売等により購買力の流出が激しく、商店街の空洞化が叫ばれて久しい。

世界的な景気後退が続く中、景気の下局面はさらに厳しく、永くなる事が懸念されています。このままでは近年先の見えない個人の小さな店は、これまで地域密着の小売店として頑張ってきたにもかかわらず廃業に追い込まれ、『商店街』が再生不可能になってしまう危機に直面しています。コミュニティの中での役割が期待される地域密着の小売店が今まで以上に求められていることを考えると、“商業小売店の健全な育成”や“地域の高齢者が安心して暮らせる街づくり”は、喫緊の課題であります。

本町においては、商工会を中心に消費者獲得に向けてスタンプ事業や各種イベントの開催、大売出しなどのソフト事業を展開し消費者サービスに努めていますが、その運営も限界に直面している。また、商工会組織の改変も予定されており、組織の維持存続も危ぶまれる状況であります。

商店街の活性化は、地域コミュニティや交流の場など街づくりに果たす役割を高める魅力的で個性あふれる商店街づくりが必要であり、店主の意識改革はもとより、快適な買い物空間作りや空店舗の解消が大きな課題となっています。

〔工業〕

- 工業は酒造業を中心に地場産材を活用した芭蕉布、漬物、きび酢工場等ありますが、販売力も弱く零細で雇用力も小であります。光ファイバーの敷設を促進し、離島であるハンディを早期に克服することにより、ICTを活用した企業誘致や特産品加工業などの起業を育成することが課題であります。

2. 基本方針

- “商業者が元気になれば、雇用も納税額も増える”という考えの下、商業機能の強化及び事業者の経営安定施策を図るとともに、知名町における「町の顔」「くらしの広場」として、町民が安心して楽しく買物や食事などで集える『魅力あふれる、うるおいのある商店街』をめざします。また、雇用と交流人口の拡大を図るうえから、観光とタイアップした企業の育成を推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 度 (目標値)
商店数 (商工業者)	店	123	150
従業員数	人	398	450
販売額	百万円	4,897	5,500

※商業統計調査より (飲食店は除く)

〔設定理由〕

- 上記 3 つの成果指標は、「商店街の元気度を測る尺度」として設定します。

4. 施策展開の概要

(1) 商店街の活性化と商工業者の育成強化

- ① 商店街構成員の取り組み意欲を喚起するための事業を検討し支援します。
 - 町議会議員、商工会役員、若い世代とのトライアングル交流の促進を図ります。
 - 若い世代を主体とした異業種交流を促進し、地域興しのための研修や視察、並びに活動 (情報発信等) やイベント事業への助成を行います。
- ② 町内商工業の育成及び振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため商工会が斡旋する国・県の融資制度及び開発基金制度において、設備投資及び運転に係る制度資金等借入者に対し、利子補給補助を適時行います。
 - 知名町商店街近代化事業制度資金保証料助成金
- ③ 商工会やその下部組織である商工スタンプ会の組織の強化は商店街活性化に繋がるとの観点から、商店街の統一したイベント開催やプレミアム付商品券の発行等について支援を行います。
- ④ 商工会組織改変に対する支援を検討します。

(2) 商店街の活性化

- ① フローラルホテルを起点にして、商店街から海岸通りへと結ぶ一帯を整備するとともに、商店街にある共同駐車場や空き店舗を利用した休憩施設等の整備を推進し、家族や若者たち、お年寄りが快適で楽しく買物や食事ができる商店街の環境整備を推進します。
- ② 消費者ニーズの多様化に対応するために、店舗の共同化を促進し、商業集積を図ります。

(3) 特産品・地場製品の開発並びに販路拡大の推進

雇用機会の拡大を図るため、企業誘致を推進するとともに、国が推進する雇用拡大事業等を活用し、特産品の開発と I T を活用した販路開拓を推進します。

第8節 観 光

1. 現状と課題

- 本町は、歴史と豊かな自然に恵まれ、昇竜洞、田皆岬、屋子母海岸、亜熱帯の花々等多くの観光資源を有しており、「花と鍾乳洞の島」をキャッチフレーズに美しい自然と人情豊かな島として広くPRに努めてきました。
- 本町の観光は多様化する観光ニーズの中で、視察型、通過型のため、観光客が伸び悩み、これらを打破するため、新たな観光拠点施設として国民宿舎おきえらぶフローラルホテル、フローラル館、フローラルパーク等の整備を進めてきたが、交通アクセス等の問題から、大幅な観光客の増加が望めないのが現状であります。
- このようなことから、町おこし活動も加わった交流体験型、農家と連携した農業体験型、文化ホール「あしびの郷・ちな」を中心とした伝統芸能・風土の文化芸術体験型等豊富な自然を満喫しながら周辺環境と整合性のとれた、地域住民との交流のある観光地として形成する必要があります。また、沖永良部島を一つの観光ルート化し、観光案内等の情報発信を進めるとともに沖縄や奄美各島と連携した広域観光ルート化を目指していく必要があります。

2. 基本方針

- 亜熱帯性気候下にある本町の恵まれた自然環境、立地特性等を生かした魅力あるリゾート地の形成を促進します。また、景勝地を巡るだけの従来の観光スタイルではなく、観光客が地域産業や歴史・文化および地元の伝統芸能等と触合うことで、自然環境の保全育成、町民生活との共存、観光関連事業の育成等に努め、観光施設の整備や拠点施設間のネットワーク化を促進するとともに、町内各産業への波及効果を高める総合的な方策を講じます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
ホテル・旅館宿泊数	人	25,055	30,000
昇竜洞入洞数	人	9,227	11,000
キャンプ場使用数	人	474	560

〔設定理由〕

- 「ホテル・旅館宿泊数、昇竜洞入洞数、キャンプ場使用数」は、今後の観光資源の整備・誘客・宣伝の強化により約2割の増を見込みます。

4. 施策展開の概要

(1) 観光資源の整備開発

- ① 海・昇竜洞等の恵まれた自然環境を破壊することなく、既存施設の有効活用と季節感のある観光資源の整備に努めます。
- ② 亜熱帯気候の特性を活かした特色のある観光地づくりを目指します。
- ③ 大山展望台植物園、昇竜洞及び田皆岬等拠点施設の整備充実を図ります。
- ④ フローラルホテルの整備を充実させるとともに、旅館、民宿、農家民泊の育成を推進します。

(2) 誘客・宣伝の強化

- ① 奄振事業を活用した航空運賃の低減化や観光業者に対する融資制度の創設を行い受入態勢の整備を推進します。(広域活動、リゾート地の開発、)
- ② 鹿児島県観光連盟、奄美群島観光連盟や県離島振興協議会との連携を強化するとともに、両町の観光連盟がタイアップした活動を推進します。(観光協会の組織強化)
- ③ 旅行エージェントやJR、JAL等と連携した観光商品づくりに努めます。
- ④ インターネットを活用した観光宣伝活動を強化します。(HPの充実)
- ⑤ 日本観光鍾乳洞協会との連携を強化するとともに、大山水鏡洞をはじめ特色ある鍾乳洞を活用したケービング観光を推進します。
- ⑥ サンゴ礁に代表される海中資源の素晴らしさに魅せられダイビングツアーが脚光を浴びつつあり、本町の恵まれた自然環境、立地特性等を生かした魅力あるリゾート地の形成を促進します。(ダイビング業の育成強化、サンゴ礁と海岸環境保全対策の強化)
- ⑦ 奄美群島ツーリズム推進協議会と連携しながら、沖永良部島の主要産業である農業を軸としたグリーンツーリズムや豊かな自然や人情とふれあうエコツーリズムを推進し、奄美や沖縄を基点とした着地型観光を誘致します。
- ⑧ 九州新幹線の全線開通に伴う島伝い観光客を誘致します。

(3) 観光組織の充実

- ① 知名町観光協会の育成強化を図るとともに、観光関連団体の連携を推進します。
- ② インストラクター養成を行うとともに、観光事業従事者に対する接遇研修会を開催します。
- ③ 知名町独自の特産品開発と特産品業者の支援を図ります。
- ④ 特産品業者の物産展・特産品展などへ積極的な参加サポートします。

(4) 住民参加型観光

- ① 農業立町の特性を活かし、観光農園の整備を進め観光客と町民との交流を促進します。
- ② 沖縄・奄美各島と連携した広域観光ルートの充実に努めます。
- ③ 町・各種団体・住民等が家庭、路地、道路等まちを花いっぱいにするにより、観光客が「美しい花と昇竜洞の島」に何度でも訪れたい町づくりを推進します。

第2章 やすらぎ・知名 安心して住めるまちづくり

第1節 高齢者福祉

1. 現状と課題

[現状]

- 平成21年3月31日現在における本町の高齢化率は30.2%であり、平成19年10月1日の全国平均の21.5%、また鹿児島県の25.7%を大幅に上回っています。本町の高齢者のいる世帯の状況をみると高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、高齢者との同居世帯が減少している状況にあります。

人口の高齢化に伴って寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者も増加しており、要介護者数及び介護保険制度利用者数は予想を上回る増加であるため平成18年度には介護保険制度の大きな改正が行われました。

高齢者福祉施設については、町立養護老人ホーム「長寿園」があり、入所者一人ひとりの個性や生活のリズムも尊重しつつ快適な生活ができるような環境づくりを図っています。

高齢者の社会参加の促進や多様な生きがい創造の対策として、老人福祉センターを活動拠点に老人クラブの交流や社会奉仕活動、平成6年度に開設したシルバー人材センターでの勤労活動や高齢者教室への参加、社会福祉協議会の内容充実を図っています。

[課題]

- ライフスタイルの変化等による出生率の低下や65歳以上の高齢者の増加、生産年齢人口である15歳から64歳までの層の減少も加わって、一層高齢化が進むものと思われます。

人口構造の変化・核家族化の進行・女性の社会進出等により、従来家族が有していた扶養・介護等の扶養機能が弱体化してきています。

2. 基本方針

- 保健・福祉・介護・医療の総合的なサービス供給システムの確立や高齢者の生きがいづくりや住みよい環境づくりに努めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
要介護認定者数の割合 (高齢者人口に占める要介護認定者数)	%	17.5	20.0
ふだん健康に気がつかっている高齢者の割合	%	84.2	90.0
日常生活が普通に自分で行える高齢者の割合	%	85.7	88.0

〔設定理由〕

- 要介護認定者数の割合（高齢者人口に占める要介護認定者数）については、介護が必要な状態になっても、自分らしく生活するため、様々なサービス等を組み合わせてその人らしい人生をおくるための手段のひとつとします。
- ふだん健康に気がつかっている高齢者の割合については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によるアンケートで答えており、今後はより多くの高齢者が普段から健康に留意していくように働きかけていきます。
- 日常生活が普通に自分で行える高齢者の割合については、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画によるアンケートで答えており、大変健康である者・たいした病気や障害などもなく、普通に生活している者、何らかの病気や障害はあるが日常生活はほぼ自分で行えるし、外出もできると答えたものが 85.7% います。今後も、病気や障害があっても外出できる者の割合をもう少し増加させていきたいと考えます。

4. 施策展開の概要

(1) 高齢者の生きがい対策の推進

- ① 老人クラブやシルバー人材センターの活動等に対して支援を行い、地域活動への積極的な参加を促進します。
- ② 高齢者がこれまで培った経験を生かし、その知恵や特技を地域の財産と位置づけ、それらの特技を各地域における生涯学習活動の推進に生かします。

(2) サービス供給体制の確保

- ① 町立養護老人ホーム「長寿園」の建替えを促進します。
- ② 訪問介護や通所介護等の在宅介護サービスの質の向上を図ります。
- ③ 介護老人福祉施設等の施設介護サービスの質の向上を図ります。
- ④ 地域支援事業や介護予防教室等の実施により、高齢者の健康の保持増進と生きがいづくりを図ります。
- ⑤ 「食」の自立支援事業による配食サービスを行い、食生活の維持改善により、健康の保持を図り、在宅での自立支援に努めます。

(3) 人材確保の方策

- ① 介護支援専門員等のマンパワーの資質向上のための研修を推進します。

- ② 地域包括支援センターを中心に関係機関との連絡調整や指導助言等の援助を行う主任ケアマネージャーの養成・活動を支援します。
- (4) サービス利用を容易にする方策
- ① 各種の福祉サービスに関し、窓口業務の円滑な処理体制と相談機能としての包括支援センターでの「総合相談窓口」の周知を行います。
- ② 福祉サービスの情報提供のため関係機関との連携をとりながら広報紙やインターネットの活用やパンフレットによる情報の提供に努めます。
- (5) 保健・医療・福祉の環境整備
- ① 行政内部における保健・医療・福祉部門と保健センター・包括支援センターが連携を図り、保健福祉サービスの環境整備を図ります。
- ② 医師会・医療施設・社会福祉協議会・福祉施設等との連携により、効率的なサービス供給体制の確保に努めます。



どうくさ塾の健康体操



老人クラブ連合会スポーツ大会



住民診断

目指せ！いきいき・はつらつ高齢者！

テーマ

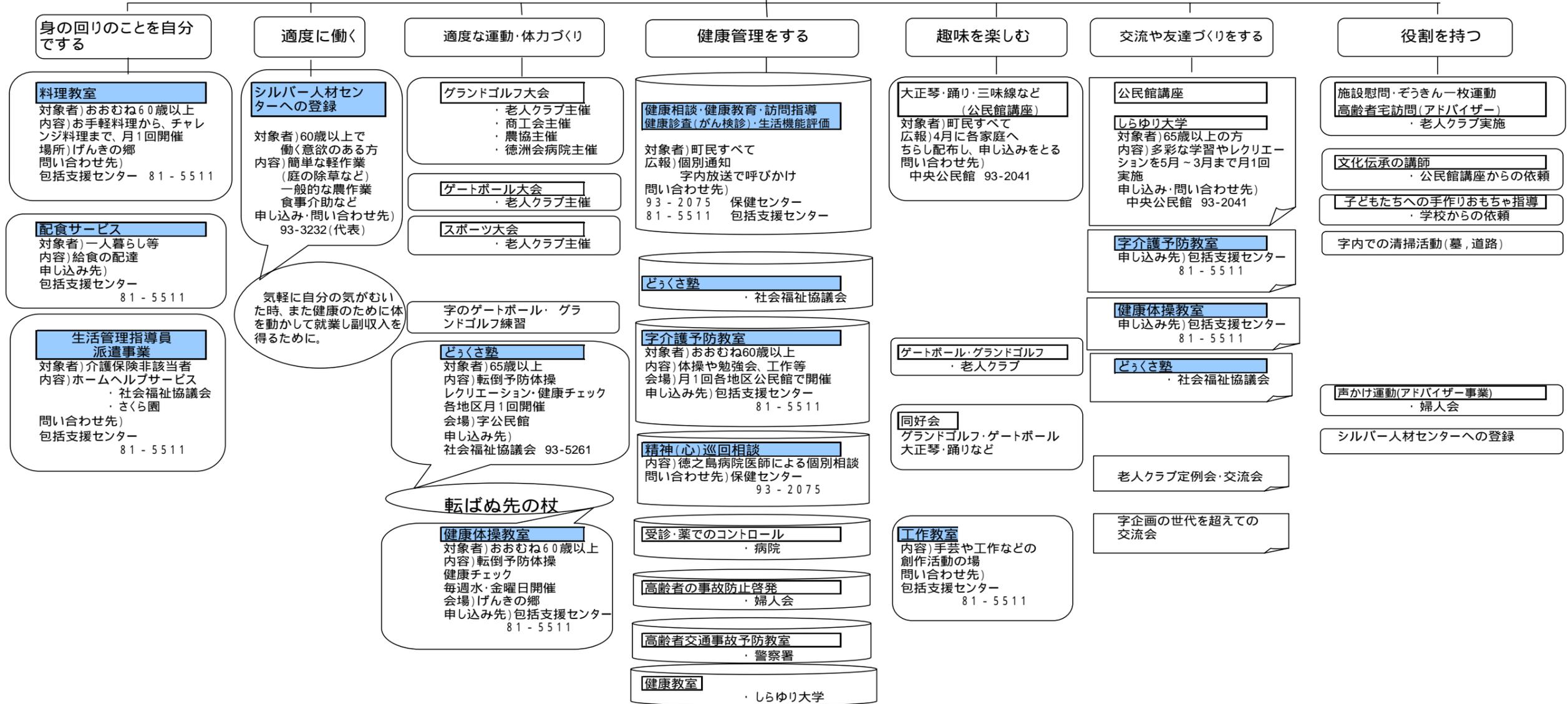
高齢者が生きがいや楽しみを持って、身の回りのことを自立したまま生活できるまちづくり

— 知名町にはどんなサービスがあるの？
サービスを利用するには？ —
(一般高齢者施策)

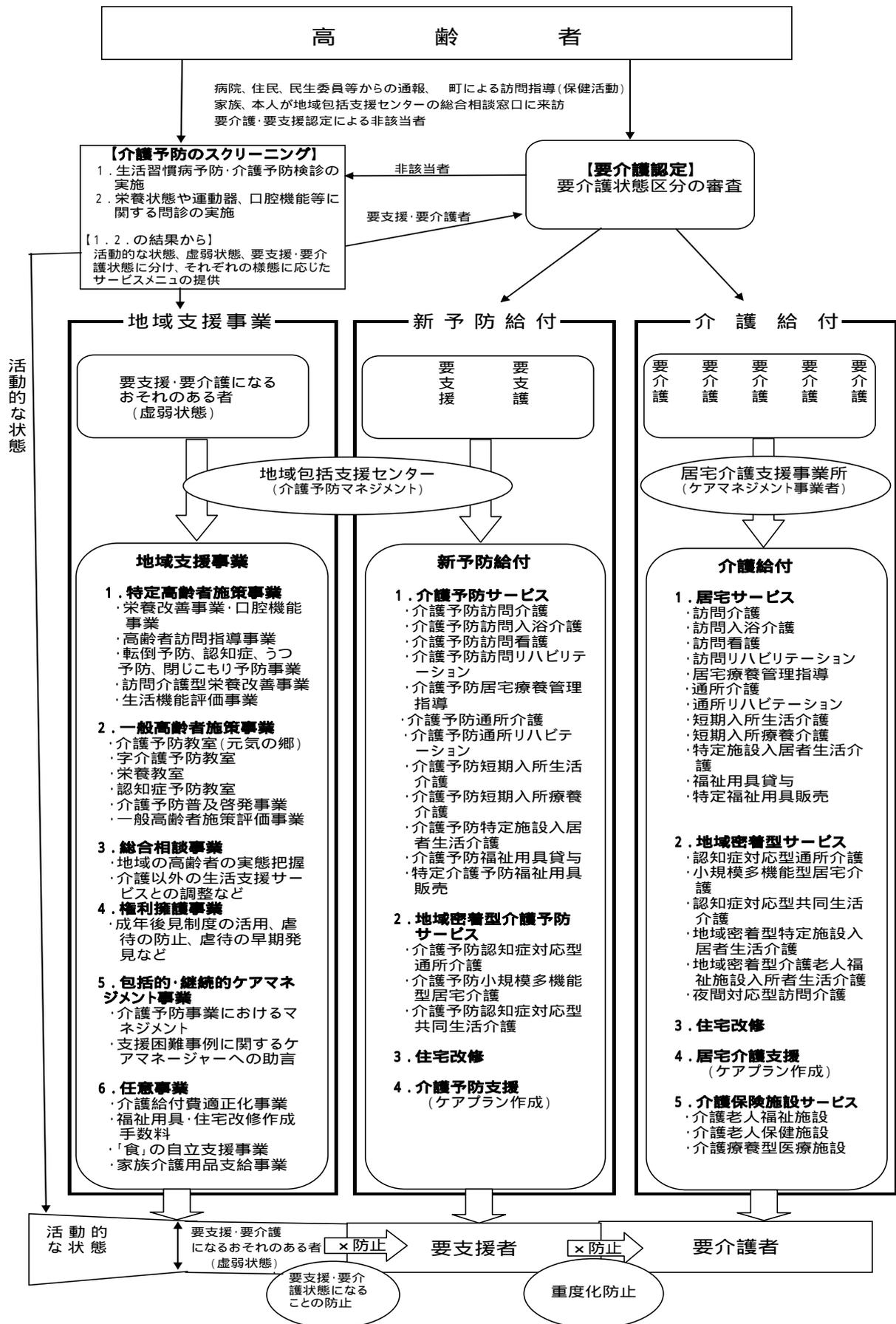
めざす姿
これからも、私たちは、集まりに行き、みんなと一緒に唄や踊りを楽しみながら笑っている。集まりがない日は、じっと閉じこもらず畑や仕事や趣味をして適度に体も頭も動かしている。

目的

体力づくり・維持 交流・メンタルヘルス 生きがい



総合的介護予防システムの全体像



第2節 児童福祉

1. 現状と課題

- 乳幼児数は、少子化や人口の流出等により年々減少してきており、また、児童養育機能も女性の社会進出、核家族化の進行等で低下をもたらしています。
- 田皆保育所については、昭和47年度建設のため老朽化が著しく建替えの必要があります。また、知名保育所・下平川保育所についても施設の整備充実を図る必要があります。

2. 基本方針

- 保育所は、保護者が働いたり病気の状態にあるなど、家庭において十分保育を行うことができない乳幼児を家庭の保護者にかわって保育することを目的とした施設であり、通所する乳幼児の心身の健全な発達を図る役割も有します。

乳幼児数は減少してきていますが、女性の就労が増大してきているため、要保育の必要性に着目しながら、生涯教育のスタートであるこの期間の保育について、各関係機関や施設と連携し、今後の保育行政の一層の充実と養育に対する啓発や相談機能、各種制度の充実を図っていきます。

- 各保育所の保育目標

田皆保育所・・・明るく たくましく 美しく

知名保育所・・・明るく たくましい子ども

下平川保育所・・・明るく 元気な子ども よく遊べる子ども

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
通常保育事業	定員	200	200
延長保育	箇所	—	1
休日保育	箇所	—	1
地域子育て支援センター	箇所	1	1
病児・病後児保育事業	箇所	1	1

〔設定理由〕

- 「保育事業の充実」は、女性の就労が増大し、就業形態も多様化してきているため、保育所において延長保育や休日保育等の推進を図ります。
- 「地域子育て支援センターの充実」は、子育て相談支援、育児支援を行う地域子育て支援センターの充実を図ります。

- 「病児・病後児保育事業の充実」は、女性の就労が増大しているので、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育事業の充実を図ります。

4. 施策展開の概要

(1) 保育所運営の充実

保育士等職員の資質・能力の向上を図るため、関係機関等の連携をとりながら交流会等を通じた意見交換や研修会を実施し、児童福祉の増進と充実を図ります。

(2) 保育施設等の整備充実

保育所は、乳幼児が健康で安全な生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うためその内容充実と施設整備を図らなければなりません。

田舎保育所については、昭和 47 年度建設で老朽化が著しく、天井の一部に剥離等が見られ応急的な対処をしています。園児の安全確保からも早期の建替えに努めます。

また、知名・下平川保育所についても施設の整備充実を図ります。

(3) 乳幼児教育相談等機能や各種助成制度の充実

乳幼児を抱える父母を対象とした講演会や研修の機会を設け、保健センターで実施している各種施策の参加促進を図り、乳幼児の指導や健康増進・食生活に関することや乳幼児医療費助成制度、病児・病後児保育事業の活用について啓発に努めます。

(4) 幼保一元化等の検討

小学校就学前の乳幼児に対する教育・保育については、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものとして、さらには次世代育成支援の観点からも、その重要性があらためて見直されている。

また、少子化の進行に伴い、安心して子どもを生み、育てることのできる地域環境の整備を進め、地域社会全体で子育てを支援することが喫緊の課題となっている。

こうした乳幼児期における教育・保育の重要性等を踏まえ、国においても子育て支援のための包括的・一元的なシステム構築について検討が進められているところであり、子ども、保護者、地域社会にとって望ましい新しい子育て支援の一方策として、国の動向を見極めながら、幼保一元化等についての検討を進めます。



将来を担う子ども達

第3節 母子・寡婦福祉

1. 現状と課題

- 母子・寡婦・父子家庭については、国・県の福祉制度の活用により、母子・寡婦・父子家庭の福祉向上に努め、自立促進に向けて母子・寡婦福祉会を中心とした積極的な活動や制度活用の啓発・更生指導・組織の育成強化に努めます。

2. 基本方針

- 母子寡婦福祉法の制度・施策は確立されていますが、個人の暮らしはもとより団体のあり方も自立が求められ、これからは自らの脚で立つ覚悟の必要に迫られています。
母子・寡婦・父子家庭の実態を把握しながら生活の安定と自立促進を図り、子供の健全育成と保護者の精神的・経済的自立、高齢化社会における寡婦の生活問題など新たな視点に立った取り組みや各種福祉制度の周知・若年会員の組織強化・時代に即応した活動の推進、母子・寡婦・父子家庭が抱える問題についての相談体制を民生委員等との連携をとりながら整備・充実に努めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
組織としての活動	回数	—	5

〔設定理由〕

- 会員の意識の高揚及び、組織としての活動の充実に努めます。

4. 施策展開の概要

- (1) 会員意識の高揚と活動内容の見直し
母子・寡婦福祉の意義の再確認と充実に努め、地域社会での自主的活動を促進します。
- (2) 自立を目指した生活基盤の確立
関係機関等との連携や民生・児童委員等の協力を得ながら、技術資格の取得と制度・施策の活用により、生活の自立・安定に努めます。
- (3) 健全な子どもの育成
民生・児童委員との連携を図りながら子育てに対する親としての責任意識の高揚と地域においても子どもを温かく見守り、ひとり親家庭医療費助成事業等により子育てを支援します。

第4節 障害者福祉

1. 現状と課題

[現状]

- 身体障害者福祉協会や手をつなぐ親の会・沖永良部喜生の会の自主的活動を支援しながら、精神保健巡回相談及びふれあいサロン運営事業等の実施による自立更生や機能回復を促進しています。
- 助成事業として、国・県の制度を活用した補装具及び日常生活用具の給付事業、重度心身障害者医療費助成事業及びふれあいサロン運営事業を実施し、町単独事業として心身障害者(児)施設入所見舞い金の支給・3級以上の障害者バス無料乗車券補助・地域活動支援センター事業を行っています。

[課題]

- 障害者問題に対する理解を深め、町民が福祉ボランティア活動へ気軽に参加できる環境づくりの必要があります。
- 障害者自身も社会活動に積極的に参加できる環境づくりの必要があります。
- ノーマライゼーション*の思想を啓発するとともに、障害者が住み慣れた地域で自立した生活ができるような町づくりの必要があります。
※住み慣れた地域社会において、障害を持った人も健常者も何の区別なく生活していくことが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

2. 基本方針

- 障害者福祉については、障害者福祉計画に基づき障害者が自分の住み慣れた地域で地域社会の一員として社会経済活動等に参加します。
- 地域の人たちと様々なかかわりを持ちながら毎年開催される町の生涯学習フェスティバル等への積極的な参加のできる環境づくりに努めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
障害者の外出頻度(外出する方の割合)	%	69.8	80.0
障害者の外出頻度(全く外出しない方の割合)	%	10.3	5.0

[設定理由]

- 知名町障害者計画及び障害福祉計画策定時のアンケートにおいて身体、知的、精神障害の方々が、「よく外出する」「ときどき外出する」と回答された方は、69.8%、「全く外出しない」と回答された方は、10.3%という現状である。外出出来ない原因を調査し、福祉サービス等の活用や整備に結びつける事で、外出頻度の目標に近づける事を目指します。

4. 施策展開の概要

(1) 社会参加の推進

- ① 障害者スポーツ大会や生涯学習フェスティバル等への積極的な参加を呼び掛け、交流機会の創出と自主活動の推進を図ります。
- ② 身体障害者福祉協会や地域活動支援センター（ひまわり苑）への積極的参加を促すとともに手をつなぐ親の会及び沖永良部喜生の会の自主的な活動の支援に努めます。

(2) 障害者福祉サービスの充実

- ① 障害者の福祉向上のため、更生医療等の給付や補装具の交付・日常生活用具の交付や貸与を行います。
- ② 地域で生活する障害者とその家族の健康相談やレクリエーション等を通じた連携強化とホームヘルプサービスの内容の充実に努め、在宅福祉の拡充を図ります。
- ③ 障害者の支援体制を確立するために地域ボランティア精神の啓発に努めます。
- ④ 悩みをもつ障害者のための相談体制を整備し、町民の障害者に対する正しい理解を深めるため障害者福祉に関する啓発運動を推進します。
- ⑤ ふれあいサロン運営事業を実施し、精神障害者の仲間づくりとその家族の交流の場をつくることにより生活適用能力の回復や社会性の向上及び自立を目指します。

(3) 福祉施設等の環境整備の促進

- ① 公共施設等の自動ドア化やスロープ化など、障害者に配慮したやさしい施設づくりを促進します。
- ② 障害者の居住の安定化、人口流出軽減や障害を持つ保護者負担軽減のため、共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）等の整備を行います。



ふれあいサロン もーりよ(平成21年12月オープン)

第5節 地域福祉

1. 現状と課題

[現状]

- 人口構造の高齢化は急速に進み、少子高齢化社会を迎え以前の伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。
- 近年の深刻な経済構造の変化などにより高齢者や障害者等などの生活上の支援を必要とする人々が増加するとともに、一人ひとりの抱える問題が多様化しています。

[課題]

- 地域包括支援センターを拠点とし社会福祉協議会や民生委員・児童委員を中心に地域住民の生活を支え地域の福祉力を高める活動に取り組み、安否確認活動、要援護者を囲むネットワークづくりなどの充実強化を図る必要があります。

2. 基本方針

- 近年、人々の生活様式や意識が変化する中で「共に考え・共に実践する」ことを基本に町民の一人ひとりが、自分の立場に立ち、地域住民に支えられながら安全でかつ快適な暮らしができるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。これらを推進していくために人材の確保・育成等をはじめ、ボランティア活動等の活性化ができるような条件整備に努めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
ボランティア加入団体の数	団体	11	20
ボランティア加入人数	人	305	400

[設定理由]

- 社会福祉協議会のボランティアセンターへの登録団体・人数が増えることで様々な場での町民の協力・支援によりイベントなどがスムーズに運営されます。町民一人一人が主役になり町づくりの一員となることで町がさらに活性化します。

4. 施策展開の概要

(1) 住民の積極的な参加

社会福祉協議会を地域福祉活動拠点に民生児童委員をはじめ各種団体との連携を密にししながら、地域ネットワークづくりの推進に努めるとともにすべての町民が地域社

会の一員としてあらゆる活動に参加できる気運を醸成します。

(2) 共に生きる社会の形成

町民相互の連帯や心のつながりを強固にすべくシステムの構築を図り、障害を有する人々などの地域社会への参加と参画を促進します。

(3) 男女共同参画社会の実現

地域福祉の推進は、男女共同参画の視点で展開する必要があり、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会活動に参画する機会を確保します。

(4) 福祉文化の創造

町民が生活基盤である地域社会の生活課題やそれに対応するサービスの現状や果たすべき役割などを認識し、自らもサービスの担い手として参画していくように推進します。社会活動の積み重ねによる行動様式などの福祉文化の創造に努めます。



高齢者と子供や保護者との三世代交流

第6節 保健福祉(健康なくらし)

1. 現状と課題

- 本町では保健センターを拠点に健やかに長生きできる健康づくり事業の推進を図り、「自分の健康は自分で守る」という自覚と生活習慣の確立をめざし、町民へアプローチをしていく必要があります。
- 母子保健分野では療育分野の施設整備等の不足・母親の育児不安の増大・児童虐待など新たな課題も顕在化しつつあります。
- 精神保健分野では社会環境の複雑化や多様化によるストレスの増大などからおこる適応障害や精神障害が年々増加しています。精神障害者に対する適正な医療の確保や社会復帰対策の拡充を図るとともに住民の理解が得られるよう働きかける必要があります。
- 国民健康保険制度は、医療費の一部を支払うだけで誰もが安心して医療を受けられる制度であり、町民の福祉は向上したものの高齢化や医療技術の革新により医療費の支払いは増加の傾向にあるため、医療保険の財政は厳しい状況にあります。

2. 基本方針

- 生活習慣病対策として「自分の健康は自分で守る」という姿勢に基づいた正しい生活習慣を実践し、特に働き世代の健康増進意識の向上に努めます。また、町民の健康づくりの指標となる健康増進計画の策定については、他の事業計画の進捗を考察しながら、早期の計画策定に努めます。
- 医療費の増嵩が国民健康保険事業の運営を厳しいものとしていることから、各種検診の受診率向上を図り、早期発見・早期治療、並びに保健指導の充実に努めます。日頃から健康管理に努めることによって生活の質を高めるだけでなく、医療経済からみても国民健康保険事業の健全な運営に資することができます。精神保健の推進については、地域住民及び関係機関との連携により、精神保健に対する理解を深め、ディケアの内容充実に努めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	48.8	65.0
ディケア参加者数	人	延べ121	180
子育て広場参加者数(親子合計)	人	延べ2,820	3,000

〔設定期理〕

- 生活習慣病にならない良い生活習慣の維持や、疾病の早期発見の指標として医療費増

加の抑制につなげます。

- 精神保健に対する理解を深め、閉じこもりを減らし、精神障害者の社会復帰へとつなげます。
- 子育てを楽しむ場所を提供し、育児ストレスによる虐待防止へとつなげます。

4. 施策展開の概要

(1) 母子保健の推進

- ① 健康な子を産み育てるため、妊娠から産後までの母子管理を徹底し、異常を防止するとともに望ましい妊娠・育児の普及を図ります。
- ② 訪問指導・乳幼児健診・健康教室等の充実を図り、健康で心豊かな児が育つように健全な母子関係の確立を図ります。
- ③ 育児支援・療育支援・虐待防止等に対応するため、関係機関と協力しながら母子保健ネットワークづくり並びに体制づくりを推進します。

(2) 成人保健の推進

- ① 一次予防・二次予防のための各種保健事業（健康診査・健康教育・健康相談・機能訓練・訪問指導）の充実を図ります。
- ② 住民自らの健康づくりのため食生活改善推進員や保健推進員等のマンパワーを活用します。

(3) 精神保健の推進

- ① 統合失調症発症を予防するため関係機関と連携しながら精神保健相談を行い、社会復帰を促進するため精神障害者及び家族会をサポートします。
- ② 回復途上にある精神障害者の社会適応を促進するため社会復帰学級（ディケア）の拡充強化を図ります。

(4) 医療費の適正化

高齢化や医療技術の進歩は著しく、医療費は増嵩の傾向にあります。医療費の実態と疾病構造の把握や要因の分析を行うとともに各種検診の受診率向上や健康づくり推進事業等に積極的に取り組みます。

第7節 防 災

1. 現状と課題

- 防災対策は、町内で発生する各種の災害に早急に対応し住民の生命・身体・財産の保護を第一の使命として万全を期する必要があります。特に、隆起珊瑚礁で覆われ河川や溜池等の自然水利に乏しく、消防水利の確保は喫緊の課題であります。現在、防火水槽の充足率は81%で防火水槽等の整備を年次的に整備していく必要があります。

火災の殆どが原野火災で水槽付消防自動車の整備充実が必要な事から配置は一通り完了していますが、当初配備から25年も経過し消火機能も低下している現状で、設備機能の充実した最新の消防自動車への更新が必至であります。また、大災害発生時には、消防団のみでの対応は必然的に無理があり、各字の自主防災組織の充実強化が今後の課題であります。

本町の消防防災体制は、常備消防と非常備消防からなり、常備消防は沖永良部・与論地区の3町で組織する「沖永良部与論地区広域事務組合消防本部」を昭和58年に設立し、広域消防体制をとっていますが、災害の多様化・大規模化、住民ニーズの変化、高齢化社会、人口減少時代に突入し、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性から、郡域での消防の広域化が検討されています。

非常備消防（知名町消防団）は、広域消防組合の設立等により21集落を13分団で管轄し、135名体制で火災・災害等に備えています。

救急業務は、主に沖永良部与論地区広域事務組合消防本部で行われていますが、業務の多様化と救急患者の生命の安全を確保するため、救急救命士の養成及び人員・設備ともに救急体制の拡充を図る必要があります。

2. 基本方針

- 近年の社会資本の整備や生活環境の複雑多様化が進み、危険度も年々高くなり、避難箇所の確保や人命救助対策等の充実が強く要求されています。このような実状に促した地域防災計画を見直し、防災施設の整備拡充を図るとともに町民の防災意識の高揚に努め、町民と行政が一体となった予防消防の確立と自主防災組織の充実等防災体制の確立が必要であります。
- 救急業務については、医療機関等関係機関との連携を密にするとともに、装備の充実と的確な応急処置に対応できる救急救命士の養成を図ります。
- 在宅において災害時等の援護を希望する高齢者や障害者の登録を行い、災害時における要援護者台帳及び災害時個別支援計画を作成し、知名町地域防災計画と相まって、地域の協力体制を推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
防火水槽の設置	基	125	130
高規格救急車の整備	台	—	2
火災出火件数	件	13	減少

〔設定理由〕

- 防火水槽の基準内整備に努めます。
- 救急体制の充実を図り、救急車両・資機材を整備し、救命率の向上に努めます。
- 町内の火災件数の減少に努めます。

4. 施策展開の概要

(1) 地域防災計画・知名町消防計画の実施

- ① 治山・急傾斜地崩壊対策・農地保全等の防災対策を推進します。
- ② 風水害等の危険箇所調査・点検を行ない災害発生危険箇所の整備を行ないます。
- ③ 水利のない密集地に消火栓を増設し、現有の地下式を地上式に改めるとともに 40 t 級の防火水槽を増設します。
- ④ 消防設備・機材の充実・機動力の強化に努め消防団の充実・強化を図ります。
- ⑤ 地域住民の防災意識の高揚を図るため自主防災組織の組織強化を図ります。
- ⑥ 総合防災訓練を実施し、住民と関係団体との連携を図り災害時の適切な対応を図ります。
- ⑦ 防災行政無線のデジタル化を推進し、非常時の情報連絡体制の整備・充実を図ります。

(2) 救急救助体制の強化

- ① 医療機関及び自衛隊、ドクターヘリとの連携を強化し、救急医療体制の確立を図ります。
- ② 救急装備の充実に努めるとともに救急救命士の養成など救急隊員の資質向上を図ります。

(3) 要援護者の災害時等の援護

- ① 災害時個別支援計画を作成し、知名町地域防災計画と相まって、地域の協力体制を推進し要援護者を援護します。

(4) 市町村消防の広域化

- ① 平成 24 年度末までに大島消防本部（仮称）を設置し、消防の広域化を図ります。

第8節 交通安全

1. 現状と課題

- 近年、道路網の整備と交通手段の多様化、運転免許保有者や車両台数の増加等から交通事故も多発傾向にあり、大きな社会問題となっています。

本町における交通事故発生件数は、下記のとおりとなっており、平成20年の沖永良部警察署管内における交通事故内容をみると場所別では、交差点の出会い頭事故やカーブでの内周り（右側通行）がもっとも多く43%、車種別では、四輪車の関係する事故が60%、原因別では、前方不注視が33%となっています。また、本町においては交通三悪の一つでもある飲酒運転が後を絶たないので、重大事故を引き起こす飲酒運転を追放するために交通安全思想の普及と交通安全教育の徹底を図る必要があります。

2. 基本方針

- 人命尊重の理念を基調とし、交通事故のもたらす社会的・経済的損失を勘案し交通情勢の変化を踏まえながら、関係機関・関係団体が一体となって次のことを推進します。

第一に、子どもと高齢者の交通事故防止対策、歩行者や自転車利用者の安全確保、運転者に対する知識・技能・交通安全意識の周知徹底を図るとともに町民一人ひとりの交通安全思想の高揚を図るために交通安全教育を推進します。

第二に、交通環境に係る安全施策については、交通の効果的分散を図り、市街地における交通混雑の解消を図るとともに安全施設の整備や沖永良部警察署と連携を図り効果的な交通規制を推進します。

第三に、交通事故防止と安全確保を図るために道路網の整備や広報活動を通じ交通安全意識の高揚を積極的に推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
交通事故防止	件	12	減少
飲酒運転防止	件	7	撲滅

〔設定理由〕

- 交通事故防止対策に努めます。
- 飲酒運転撲滅に努めます。

4. 施策展開の概要

(1) 交通安全思想の普及徹底

- ① 交通社会の一員として責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する交通社会人を育成するため自他の生命尊重の理念を基本に家庭・学校・地域職場等の教育機関と連携をとり、幼児から高齢者に至るまでの年齢段階に応じた体系的な交通安全教育を推進します。

(2) 道路交通環境の整備

- ① 交通安全施設の整備については、交通事故の多発している道路及び地域からの要望箇所等を含め交通の安全確保を要する道路について総合的な道路診断を行い、危険度の高い箇所から年次的に整備を進めます。
- ② 幹線道路・市街地における無秩序な違法駐車車両を排除し、道路交通の安全と円滑を確保するため違法駐車防止条例（平成7年3月24日制定）等により、関係機関及び団体と密接な連携を図りながら住民の理解と協力を得るため広報・啓発活動を行い違法駐車締め出し気運の高揚を図ります。



交通安全教室



交通安全対策町民会議

第3章 ささえあう・知名 心豊かな人をつくるまちづくり

第1節 学校教育

1. 現状と課題

- これからの学校教育は、子どもたちの現状を踏まえ、学校・家庭・地域社会の連携を一層深め、「生きる力」の育成を目指すとともに自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応できる能力の育成に重点を置く必要があります。
- 学校施設の整備については、これまで年次的に進められてきていますが、校舎や体育館等の老朽化、プール未設置（3校）、教職員住宅の不足・老朽化など早急に改善すべき課題が多い。引き続き教育環境の改善と特色ある学校づくりのため教育機器等の充実や諸施設の整備を行う必要があります。
- 児童生徒数減少に伴い、複式学級の増加が懸念されます。また、共働きの増加により幼稚園入園者が減ってきています。今後、幼保一元化の検討や学校間交流の充実を図る必要があります。

2. 基本方針

- 本町の教育的・文化的・社会的実態と町内各学校の実情に立った「知名町の子ども像」を目標にし、学校・家庭・地域社会の連携と協力をもとに一人ひとりを大切にした個性を生かす教育を実践します。自ら学び考える力や、生命を尊重する心、社会の一員としての自覚や思いやり、正義感等人間としての基本的な倫理感など「互いにかがやき・ひびき合い・たくましく生きる力」を備えた児童生徒の育成に努めます。
- 新しい学習指導要領の趣旨を踏まえた学校経営の安定・充実、教育内容の改善・充実や教育環境の整備、家庭や地域に開かれた学校など長期的展望にたって教育諸条件の改善に最大の努力を図っていきます。

3. 目標値

成果指標名	対象学年	平成20年度 (現状値%)	平成31年度 (目標値%)
基礎・基本定着度調査通過率	小5	77.0	80.0
基礎・基本定着度調査通過率	中1	64.7	70.0
基礎・基本定着度調査通過率	中2	59.6	70.0
近所の人にあいさつができる	小6・中3	74.3	85.0

〔設定理由〕

- 基礎学力の一つの目安になる基礎・基本定着度調査の通過率を成果指標として設定し、小学校は平均 80%、中学校は県が目指す 70%を目標に学習指導を充実させていきたい。
- 基本的な生活習慣として身に付けるべき「あいさつ」を成果指標として設定し、全国学力・学習状況調査のアンケート項目の一つを選んだ。「よくできている」の数値を小 6 と中 3 の平均を現状より 10%向上できるように学校・家庭・地域との連携を図っていききたい。

4. 施策展開の概要

(1) 学校経営の充実

- ① 学校の役割と教育課題を明確にし、学習指導要領の趣旨・内容を踏まえ、家庭や地域の要請に応え、自主的・主体的な活動を助長して「楽しい学校」「地域に開かれた学校」づくりに努めます。
- ② 知・徳・体の調和のとれた全人教育と郷土の教育的な伝統や風土を生かしながら、特色と風格のある学校経営に努めます。そのため学校長を中心にした校内組織の強化を図ります。
- ③ 教職員の使命感や専門性を高めるとともに国際化・情報化社会等、時代の変化に対応できる研修や講座を組織的・計画的に推進し、教職員の資質の向上に努めます。

(2) 教育環境の整備

- ① 本町の学校校舎は、昭和 30 年代に建築され、これまで順次整備を進めてきたが、残る 1 校（知名小）についても安全教育機能の面から早急な整備に努める。なお、老朽化の進んだ屋内運動場についても、整備を行います。
- ② 学校給食施設の整備充実を図ります。
- ③ 教職員が校区内に住居することで、青少年の健全育成と地域住民とのふれあい、社会活動に大きな期待ができることから教員住宅の確保に努めていきます。
- ④ 学校の教育課程完全履修の上からも、プール未設置校の解消や老朽プールの改築等を行います。
- ⑤ 校舎等の完全整備には相当の年数を要します。その間の児童・生徒の安全教育面から既設校舎の維持補修等を行います。
- ⑥ 潤いのある教育環境の整備をめざして、学校環境の緑化を推進します。
- ⑦ 幼稚園の預かり保育や幼保一元化について検討していきます。

(3) 教育内容の充実

- ① 心豊かな子どもの育成
 - 学校教育は、生涯学習の基盤を培うものであるという観点に立ち、児童生徒の変容に配慮しつつ、社会の変化に主体的に対応できる心豊かなたくましく生きる人間の育成を図ります。
- ② 学習指導の充実

- 個性を生かす教育を推進しながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに幼小中の連携を図り、基礎的・基本的な内容の定着と創造性や自己教育の育成に努めます。
- 指導に当たっては、コンピュータをはじめ教材教具・教育機器等の整備活用を進め、少人数指導や習熟度別指導など学習指導法の改善に努めます。
- ③ 道徳教育の充実
 - 教科・特別活動と密接な関係を図りながら計画的・発展的指導を進め、道徳的心情を豊かにし、道徳的判断力を高め道徳的実践意欲と態度を育成します。
 - 温かい人間愛・郷土愛の精神を深め、まわりの人を尊敬する心や思いやりの心を育てます。
- ④ 保健体育の充実
 - 児童生徒の体育・保健・安全・給食の実態に即し、学校・家庭・地域社会の連携のもとに具体的な実践活動を積極的に推進し、健全な心身を自ら培う意志を育て、健康の保持増進と安全の確保・体力の向上に努めます。
- ⑤ 特別支援教育の充実
 - 特別支援教育において、障害をもつ幼児・児童生徒の調和のとれた人格形成を目指すとともにその可能性を最大限に伸ばし、可能な限り積極的に社会参加・自立の達成を支援します。
- ⑥ 人権同和教育の充実
 - 同和問題をはじめとする人権に関する諸問題についての正しい認識と理解を深め、学校教育における人権同和教育の一層の充実・推進に努めます。
- ⑦ 幼児教育の充実
 - 幼稚園教育において、新教育課程の適切な実施を図り、幼児の心身共に調和のとれた発達を促し、望ましい人間形成の基礎を培うことに努めます。
- ⑧ 文化と伝統の尊重と国際理解教育の充実
 - 郷土に根ざした特色ある郷土教育の充実に努めます。
 - 外国語指導助手を招致し、国際化に対応した教育を推進します。
- ⑨ 少人数指導，複式指導の充実
 - 少人数学級での個別指導の充実や複式学級での指導方法改善を図り、よりきめ細やかな指導に努めます。また、小規模校同士の交流を推進し集団活動の活性化を図ります。
- ⑩ 食に関する指導の充実
 - 栄養教諭、養護教諭と連携した食に関する授業の充実に努めます。
 - 学校給食における地産地消（知産知消）を推進し、児童生徒の食生活の現状把握とそれらの情報を活用した食育の充実に努めます。
- (4) 園児数減少に伴う対応
 - ① 幼稚園の園児数減少により、全体の園児数5名を目安にして休園等の対応を検討し

ます。また、複数の園が休園になる場合には幼稚園の統廃合を検討していきます。

② 幼保一元化については、国の動向を見ながら、施設や職員の問題、園児の送迎の問題など総合的に協議を進めていきます。

(5) 児童生徒数減少に伴う対応

○ 小・中学校については、全校児童生徒数の減少状況の推移を見ながら、学校、地域、保護者、行政の話し合いをもって統廃合についての検討を進めていきます。



給食センター知産知消号



子ども議会

第2節 生涯学習

1. 現状と課題

- 本町は歴史的文化財や伝統芸能を数多く有し、伝統芸能伝承を通じた世代間交流や人材育成が活発に行われています。これらは、地域住民の地元に対する愛着心や誇り・自信を支える根幹をなすものであり、平成13年1月1日の「教育と文化の町宣言」にふさわしく今後も引き続き文化財の保存・活用とともに、地域伝統芸能の復活と継承・発展、新しい文化の創造を推進します。
- 長寿社会を迎え、健康づくりに重点をおいたスポーツ・レクリエーションに対する要求が強まっています。長期的には、社会体育施設の整備・活用を充実するとともに、指導者の養成を図り総合型スポーツクラブを設立し、心と体の健康づくりに取り組みます。

2. 基本方針

- 地域の子どもたちは地域の環境で育てることを基本に、家庭においては、時には厳しくときには暖かく愛情をもって育て、人間形成を重ねることで未来を担う人材育成を図ります。そのためには、地域の人材を活用した教育力、家庭での徹底した躰の教育力を再構築します。
- 今や地球温暖化問題は世界的規模での取り組みであり、地域でのゴミ問題、海浜清掃等と合わせた自然学習等、環境問題への積極的な取り組みが行われなければならない。幼少期から高齢期にわたり、人生の各期に生じる社会的課題とニーズに応じて、必要とされる生涯学習の充実を図り、ふるさとに自信と誇りが持てる人づくりを推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
保存継承される文化財の数	件	26	36
文化ホール稼働率	%	57.2	65
スポーツクラブ加入会員数	人	—	3,000
町民一人当たりの貸出目標	冊	8.54	12
公民館講座・教室受講者数	人	434	600

〔設定理由〕

- 国、県、町の指定文化財が26件ありますが、今後新たな埋蔵文化財及び自然景観、伝統芸能文化の掘り起こしを行い指定します。
- 芸術文化により一層親しむため、文化ホール「あしびの郷・ちな」の利用度（稼働率）

を高め、指定管理者制度の導入等の施策を講じます。

- スポーツ・レクリエーションにより多くの町民が親しむため、総合型スポーツクラブへ加入する個人・団体会員の増加を図ります。
- 図書館利用者のニーズを把握した資料の収集・整理に努め、蔵書数を確保し町民一人当たりの貸出し目標を設定します。
- 町中央公民館は、町民が生涯の各時期を通して学習の機会が得られるよう、多彩な講座・教室を提供するため講師を確保し生涯学習を手助けします。

4. 施策展開の概要

(1) 生涯学習推進体制の整備

行政・学校をはじめ、各機関・団体や地域が一体となり、学習のための指導者養成確保、学習の場の提供等、推進体制の整備を進めます。

(2) 社会教育並びに施設の充実

生涯学習の観点から社会教育の果たす役割は大きく、町民の学習要求の多様化・高度化に対応するため、家庭教育、青少年教育、成人教育、高齢者教育、公民館活動、図書館活動等の社会教育の内容並びに施設の充実を図ります。

(3) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツ・レクリエーションを通して、町民が健康や生きがいを実感するため、各種大会やイベントを積極的に開催し、社会体育の充実と施設整備により生涯スポーツ活動を推進します。

(4) 文化活動の推進

文化活動の拠点としてのおきえらぶ文化ホール「あしびの郷・ちな」の、ますますの積極的活用を促進し、伝統芸能や文化財等の歴史的文化遗产の伝承並びに活用を活性化するとともに、新たに自然環境学習を通して郷土に誇りと自信のもてる文化活動を進めます。



大島地区生涯学習推進大会知名町大会

沖永良部民謡協会による「百人奏」(平成20年11月)



町民体育大会

第4章 さわやか・知名 自然と人が共生するまちづくり

第1節 自然環境

1. 現状と課題

- 近年、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題は、人類の生存基盤を揺るがすものであり、地球規模で考えなければならない重要な課題であります。このことは現在に生きる私達だけの問題ではなく、我々の子孫によりよい環境を残せるかという、将来に渡っての問題であることも認識する必要があり、国際的な取り組みに加え、知名町においても積極的な取り組みが求められています。また、平成15年5月の国の「世界自然遺産候補地に関する検討会」において、奄美群島を含む琉球列島が、世界自然遺産条約に定める登録基準と完全性の条件を満たす可能性の高い地域として、選定されたことを受け、鹿児島県、奄美群島をあげて、登録にむけた活動を推進しているところであり、大山をはじめとする優れた自然環境の保全に努める必要があります。

2. 基本方針

- 行政と町民がそれぞれの立場で、相互に連携・協力し自然環境保全対策を推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
太陽光発電設備（公共施設）	基	1	3
風力発電設備（公共施設）	基	—	1
低公害車（公用車）	台	—	5

〔設定理由〕

- 町が率先して、太陽光・風力発電設備、低公害車（電気自動車・ハイブリットカー等）を導入することにより、町民への普及啓発の指標とします。

4. 施策展開の概要

(1) 環境保全

環境保全については、町民一人ひとりが環境保全の意識を持つことが必要であります。知名町においては近年、騒音、悪臭、振動における問題は発生していませんが、今後とも環境問題が発生しない地域づくりを推進します。

(2) 世界自然遺産

知名町は沖泊海岸、田皆岬、屋子母海岸、大津勘ビーチロック、昇竜洞等を含む総面積 602 haが奄美群島国立公園として指定されています。現在、国立公園化にむけて、関係機関と協議し区域設定をすすめている状況です。また、サンゴ礁の保全、ウミガメ、テンノウメ、オナガエビネ等の貴重な動植物の保護を図ります。国立公園の国立公園化および奄美群島の世界自然遺産登録を推進します。

(3) 地球温暖化対策

平成 19 年度に策定した地域省エネルギービジョン、地球温暖化防止実行計画に基づく、地球温暖化対策を推進します。地域省エネルギービジョンにおいては、知名町全体のエネルギー消費量を平成 24 年度において平成 18 年度比の 7%削減（行政は 10%削減）と設定しました。広報紙、ホームページ等を利用し、地球温暖化対策の普及・啓発を図り、行政と町民が一体となって地球温暖化対策を推進します。



海底に広がる珊瑚礁



沖泊海岸の清掃

第2節 ごみ対策

1. 現状と課題

- 本町のごみ収集については、収集場所を指定するステーション方式を取り入れており、町内 21 集落を東部と西部の 2 地区に区分し、業務委託により 170 カ所を 2 台の収集車により収集業務を実施しています。
- 廃棄物の発生抑制及びリサイクル等を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費削減と処理施設への負担軽減を図る必要があります。
- 不法投棄を防止するため関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要があります。

2. 基本方針

- 豊かな自然環境の保全、資源の有効活用を図りながら環境美化・ゴミ減量・リサイクルなどの運動を推進するなかで町民意識の高揚に努め、環境保全への行動参加を促していきます。
- ごみ処理については、地域の自然環境に十分配慮して施設の整備・充実を図るとともに効率的かつ適正な運営処理に努めます。

3. 目標値

成果指標名	単 位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
町民一人当たりゴミ排出量	g/人日	735	662
リサイクル率	%	12.3	25.0

〔設定理由〕

- 町民一人当たりのゴミ排出量については、さらなるゴミ減量を推進するため平成 20 年度比で約 10%減の 662 g/人日を目指します。
- リサイクル率については、ストックヤードも完成したので、従来の缶類・ガラス類・プラスチック・事業所のダンボール等に加えて新聞紙や雑誌等の紙類のリサイクルも推進し、リサイクル率の向上を目指します。

4. 施策展開の概要

(1) 環境美化活動の推進

- ① ごみ持ち帰り運動、地域ぐるみの清掃活動等町民が一体となった環境美化活動を推進します。
- ② ごみの分別やごみの減量化を促進し、不法投棄を防止するため一般廃棄物巡回指導

員を委嘱し積極的に啓発活動を推進します。

(2) 施設の整備

平成14年3月にダイオキシン類対策特別措置法に基づき有害物質の発生を抑制し、新技術による安全なごみ処理施設が完成しました。環境アセスに基づき、整備計画を策定し、施設の延命化を図るうえから灰溶融炉の整備をしました。平成19年度事業で旧焼却施設の解体工事を行い、その跡地にリサイクルを更に進める観点からストックヤード建設工事を実施しました。

(3) ごみ処理

平成10年4月から供用開始した粗大ごみ処理施設、管理型最終処分場、浸水処理施設、平成14年4月供用開始の焼却炉・灰溶融炉の延命を図るためごみの減量化・分別の徹底を推進します。

(4) リサイクルの推進

① 廃棄物の減量化対策への取り組み

廃棄物の減量化対策においては何よりもまず廃棄物の総量を減らすことが重要です。そのためには、地域住民自身のやる気・住民の主体性を引き出し、理解と協力を求め行政と一体となり積極的に運動を展開する必要があります。

平成7年6月から「容器包装リサイクル法」が施行され、市町村・住民・事業者の責任の分担内容が位置づけられました。「混ぜればごみ、分ければ資源」の意識を行政・住民・事業者ともに理解を深め、ごみ分別の徹底を図ります。

② 分別収集への取り組み

ペットボトルや発泡スチロールの中にその他のビニールやプラスチック類の排出が多いので今後も啓発活動を推進します。

③ 再利用の促進

今の風潮では使い捨てる意識が強く、まだ、十分使えるものも簡単に捨てられ結果的にごみとなっており、そのような意識を変えていく必要があります。

バザーやフリーマーケットの機会を増やし、子供の成長と共に使えなくなったものをお互いに譲り合うことが町民の間で日常的に行われるようになることを行政として推奨します。



ごみ収集車



沖永良部クリーンセンター

第5章 いきいき・知名 快適で住みよいまちづくり

第1節 情報通信

1. 現状と課題

- 情報通信分野において、平成16年のNTT西日本のADSL開通によるブロードバンドサービスの開始、平成20年の民放4社（KKB、KYT、KTS、MBC）による国の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用しての地上デジタル放送中継局の改修、NTTドコモ、AU、ソフトバンクなど各携帯会社が随時行っている基地局の増設・改修など民間主体によるインフラ整備が進められてきました。

しかしながら、ブロードバンドサービスについて、役場近辺に設置されているADSL基地局から4km程度を境界とし、通信速度が明らかに悪く、もしくは全く利用できない地域が存在し、デジタル・ディバイドと呼ばれる情報通信における地域間の格差が生じています。

このデジタル・ディバイドの解消に向けては、コストや採算性などの問題から民間事業者の企業努力のみでは取り掛かれない実情があり、町によるインフラ整備が不可欠となっています。

2. 基本方針

- 今日のブロードバンドはインターネットの利用はもとより、防災、介護や高齢者見守り等の社会福祉、小・中学校を中心とした教育、IP電話等、生活の隅々まで利用範囲を広げています。離島であるからこそ、情報通信環境については、島外への物産販売や観光情報発信等の地域経済活性化に必要であり、ブロードバンドや携帯電話が定住促進や起業などにも重要であると認識し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」一律のサービスを享受できるユビキタスネットワークの構築に向けた取組を推進していきます。
- インフラ整備とともにICT利活用について、地域に入っの研修会や講習会などを開催し、インターネット等のブロードバンド利用者の増加を図り、電子申請による行政手続き、公共施設予約などのオンライン化率の向上など双方向サービスの充実を目指します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
インターネット接続戸数	戸	800	1,500
行政手続きオンライン化率	%	1%未満	50

〔設定理由〕

- 現在の契約戸数に光ファイバー網整備により解消されるブロードバンド・ゼロ地域の新規契約戸数の期待値を加味しました。
- 電子自治体の整備に対し、国の目標である申請・届出等のオンライン化率 50%を目指し、現在も町ホームページから利用可能な大山ログハウス、今後、システム構築予定であるその他の公共施設予約等を含めた行政手続きのオンライン化率を 50%としました。

4. 施策展開の概要

- (1) 平成 21 年度地域情報通信基盤整備推進交付金事業による光ファイバー網の整備を行うとともに、平成 21 年度地域情報通信技術利活用推進交付金事業を活用し、携帯端末等を利用した要援護者等見守りシステム、WEBカメラを利用した医療相談システムなど ICT（情報通信技術）を利活用した安心・安全なネットワークを構築します。
- (2) ブロードバンド環境整備、電子自治体の構築などのインフラ整備に合わせ、インターネット講習会やパソコン研修などによるインターネット人口の増加を図り、自宅にいながら 365 日、24 時間いつでも申請・届出、予約等が行えるオンライン行政手続きの利用率を高め、住民サービスの向上を図ります。

第2節 道 路

1. 現状と課題

- 本町の道路網は、主要地方道1路線、一般地方道2路線、一級町道5路線、二級町道9路線、その他町道160路線、さらには圃場整備地区内の農道等が町内全域を網羅しており、町民の生活基盤及び産業経済振興の基礎として重要な役割を担っています。

県道においては、実延長22,386m（整備率100%）となっていますが、線形不良区間の改修や歩道付き道路の改良が進められているところでもあります。

町道においては屋者～下平川線をはじめ、瀬利覚名畑線、知名～正名海岸線の改良・舗装を実施しています。

町道174路線で実延長231,648mのうち規格改良済み延長が110,630m（改良率47.8%）に対し、舗装済み延長は122,304m（舗装率52.8%）となっています。

社会経済の発展に伴い、車両の大型化や交通量の増大等により初期の舗装道路においては近年路面の老朽化が著しく、舗装を推進していく必要があります。

2. 基本方針

- 道路網の整備は住民生活の向上及び産業・経済の発展に極めて重要であり、物流の大量化・高速化ならびに農産物等の荷痛み軽減のため、主要道路等の整備を計画的に進め、本町の産業・経済の発展を図ります。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
地域と主要施設を結ぶ道路（1・2級町道）の整備率	%	80	85
地域間の交流・連携を推進する道路（その他町道）の整備率	%	39	50

〔設定理由〕

- 町道には重要度・目的毎に格付けがされており、それぞれが役割を担っています。道路ネットワークの達成度を計るためにも整備率を把握する必要があり、道路整備率を指標としました。

4. 施策展開の概要

(1) 町道の整備

知名～正名海岸線は平成17年度から整備を始めていますが、地域活力基盤創造交付金事業により早期完成を図るほか、他の継続地区の道路についても過疎・辺地対策道

路整備事業により、早期完成を目指し道路整備を推進します。また、新規に改良予定の道路についても年次的に改良・舗装を進め、集落間の交流や公共施設の利用増及び周辺農地の高度利用を図るとともに、県道や主要道路等とのアクセス強化のため積極的な道路整備の推進を図ります。



屋者～下平川線



改良中の知名～正名海岸線

第3節 港湾・漁港

1. 現状と課題

- 本町の港湾・漁港は、知名漁港・住吉港・沖泊漁港があり、三港とも整備を終え供用を開始しています。

知名漁港については、大型船の接岸による食料雑貨や建設資材等の荷揚げや農産物の出荷がなされています。

住吉港については、昭和50年度以降奄美群島振興開発事業により65億円余りの事業費を投じ、外郭施設や係留施設、泊地等の整備がなされ、平成11年度で完了していますが、台風時における南西から北西にかけての暴風により、港の背後地における塩害が懸念されることから、その対策が急務となっています。

沖泊漁港については、昭和54年度以降多額の事業費が投じられ、平成11年度で完了しています。漁港を基地港とする漁船のほとんどが東シナ海沿岸海域で一本釣りを営んでおり、零細であります。

2. 基本方針

- 港湾・漁港の存在は、物流の拠点として町の経済と産業の振興に及ぼす影響は極めて重要であり、今後は施設の有効活用を図る一方、ライフサイクルコストの縮減を図り、適切な維持管理で、施設の長寿命化を目指します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
物流を支える港湾（住吉港）の利用促進	回/t(ト)	28/28,070	42/42,105
水産業を支える漁港（知名漁港）の利用促進	隻/t(ト)	66/34	99/51
水産業を支える漁港（沖泊漁港）の利用促進	隻/t(ト)	30/6	45/9

〔設定理由〕

- 住吉港については貨物船対策港として整備が進められているので、物流の搬出・搬入量によって目標値を設定しました。
- 漁港については、水産関係者の利用目的があるので、利用漁船・漁獲量により目標値を設定しました。

4. 施策展開の概要

(1) 知名漁港の利用促進

本港は、漁船の避難港として位置づけられており、地域住民の生活航路としての役

割も担っている港であります。水産物の供給基地として、また、背後地にある発電所への燃料補給の施設も整っており、多様な機能の備わった重要な港であります。地域の活性化を図るうえにおいても利用を促進します。

(2) 住吉港の利用促進

住吉港は貨物船対策港として整備が進められ、平成 11 年度で外郭施設、水域施設、係留施設等の整備が完了し、建設資材の搬入やスクラップの搬出に利用していますが、大型台風の襲来時には港湾施設が被災しており、施設の機能保持と適切な管理を進めて行きます。

(3) 沖泊漁港の利用促進

沖泊漁港は、本町有数の観光地、田皆岬・沖泊海浜公園に隣接している漁港であり、台風時や冬場の季節風時には利用困難ですが、地域の活性化においては重要な漁港となっています。漁業形態は小型船による一本釣りが主体であり、経営体も横ばいですが、ダイビングブームによる遊漁船の利用が増えています。水産業の振興を図るためにも、地域の漁港の存続は不可欠であり、利用促進を図りながら適切な維持管理を進めて行きます。



左は沖泊海浜公園、右は沖泊漁港

第4節 都市計画

1. 現状と課題

- 本町は、昭和50年9月に都市計画区域(320ha)の指定を受け、昭和63年4月に市街地を中心に用途地域(83.3ha)を決定し、適正な土地利用計画を策定してきました。近年、町の下水道整備計画やフローラルドリームタウン計画における諸施設の整備が進む中で、本町の中心商店街は交通体系等の問題から近代化・活性化が進まない状況となっています。今後は、市街地における交通の安全と商店街の活性化を図るため、街路事業等諸施策を推進する必要があります。

2. 基本方針

- 市街地における円滑な交通と豊かな公共空間の確保による街なみの整備をおこなうことにより、人中心の安全で活力に満ちた「知名のまち」実現のため計画的に交通体系等の整備を図ります。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
特色を生かした用途地域の指定面積	ha	83.3	83.3
安全・安心な街路の整備率	%	60	80

〔設定理由〕

- 市街地の活性化を図るためには、用途地域の指定と街路の整備は不可欠であり未整備路線については商店街の将来構想と関連しますので、街路の整備率を目標値として設定しました。

4. 施策展開の概要

(1) 活力あるまちづくりの支援

本町が、さらに機能的で魅力あふれる都市空間を形成していくため、都市計画マスタープランの基本理念を継承しながら、都市機能の一層の充実とこれらをささえる交通体系の整備を計画的に推進します。

第5節 住 宅

1. 現状と課題

- 産業構造の高度化や所得水準の向上及び核家族化の進行等で、本町の戸数は年々増加の一途にあると同時に、暮らしを楽しむ住宅地の創造と、ゆとりと豊かさを感じる住宅づくりが求められ、これまで若者定住住宅の建設や知名A・B団地の建替工事を実施してきました。今後は、老朽化の進んでいる知名C団地、田水（上）団地の建替を積極的に推進し住環境の整備を図らなければなりません。

2. 基本方針

- 「フローラル知名」生涯学習のむら整備計画に基づく「暮らし」を楽しむ住宅地の創造とゆとりと豊かさを感じる住宅地への再生を基本理念に安心して快適な住環境の確保を図ります。なお、整備にあたっては土地条件を活かし、眺望とゆとりある生活空間及び入居者に配慮した建物構造の住宅建設を推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
快適でやすらぎを感じる住宅の管理戸数	戸	253	280
快適でやすらぎを感じる住宅の建替戸数	戸	—	78
快適でやすらぎを感じる住宅の新築戸数	戸	—	27

〔設定理由〕

- 本町においては、少子高齢化社会の到来により人口は減少傾向にあるが、核家族化やふるさと志向によるUターン者等が増加傾向にあり、世帯数は増加している現状であります。公営住宅の需要に的確に対応するため住宅の管理戸数・建替え戸数・新築戸数を指標としました。

4. 施策展開の概要

(1) 住環境の整備

海への眺望を活かしたゆとりを感じさせる住宅の供給として、入居者の標準世帯を想定し、現状の2K（約31.6㎡）から倍の3DK（62～64㎡）を確保し、住棟階数も3階とし、知名C団地5棟30戸と田水（上）団地4棟48戸の建替えを推進します。また、高齢化に対応した住宅建設にも配慮する必要があります。

第6節 生活環境

1. 現状と課題

〔上水道〕

- 水需要に対応するため、昭和47年から平成16年の第三次拡張事業まで、水源確保の為に計画的に工事を行い、現在計画給水人口7,200人、1日最大給水量4,060 m³/日、1人1日最大水量550ℓの水量を確保するに到りました。しかしながら管路の老朽により有収率が80%となっており老朽管の布設替えや耐震化対策の為に耐震管路の整備を行う必要があります。また、人口の減少や市販水の購入や節水機器の普及等により給水収益が年々減少してきており、経営の健全化が課題となっています。

水道水は地下水を水源としているため、多くの石灰分を含んでおり、通常の浄水処理では除去できない程カルシウム硬度が高く、飲料水として健康に及ぼす影響等はないものの、水道管の詰まりや給水機器の性能劣化が著しく町民生活に甚大な負担が強いられていることから、硬度低減施設整備についての要望が高くなっています。現在起債償還が続くなか厳しい経営状況ではありますが、国庫補助事業採択へ向けた取り組みを含め計画的な設備投資が必要となってきます。

〔下水道〕

- 本町における生活排水処理等の下水道施設整備は、知名地区の公共下水道事業、田皆・下平川・住吉地区の農業集落排水事業、上城地区を中心とした合併処理浄化槽事業によって施設整備を行っており、平成23年度には面的整備が完了する予定となっています。

今後の課題としては、下水道接続率の向上と施設の適切な維持管理を実施することによって経営の効率化・安定化を図る必要があります。

2. 基本方針

〔上水道〕

- 安全で安定した水の供給のため専門的な水道技術力の育成を図り、サービス水準の向上と経営基盤の強化、計画的効果的な整備と高水準化に努めます。

〔下水道〕

- 面的整備の計画的実施と整備完了地区の接続率向上に努め生活環境の改善と公共水域等の水質保全を図るとともに、効率的な施設の維持管理と更新を行い事業経営の健全化に務めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
浄水場硬度低減施設整備	施設	未整備	5 施設
基幹管路の耐震化	%	2.5	60.0
水道施設耐震化	%	30.0	70.0
水道水有収率の向上	%	81.3	90.0
下水道普及率	%	77.1	100.0
下水道接続率	%	54.3	90.0

〔設定理由〕

- 住民の要望が高い硬度低減施設整備を推進し、サービス水準の向上を図ります。
- 水を守り安心した生活環境整備のため管路の耐震化を推進する指標とします。
- 水道事業経営基盤強化と安定のため有収率の向上を目指す指標とします。
- 下水道普及率は、行政区域内人口に対する下水道接続可能人口の割合を示す指標です。
- 下水道接続率は、下水道接続可能人口に対する水洗化人口の割合を示す指標です。

4. 施策展開の概要

(1) 上水道

- ① 経営基盤の強化と計画的な事業の推進
 - 経営改善の積極的な推進
 - 効果的な整備計画の策定
 - 計画的な施設の高水準化（硬度低減化施設整備等）
 - 情報管理の高度化
- ② 安心・安全な水供給の確保
 - 水質管理の適正化
 - 地下水の確保、保全
- ③ 安定した供給の確保と災害・非常対策の充実
 - 老朽化施設の更新
 - 耐震対策の実施
 - 災害マニュアル等の充実
- ④ 水道サービスの充実
 - 情報開示の積極的な推進
 - 住民ニーズの把握と対応

(2) 下水道

① 公共下水道

- 長寿命化計画に基づき、効率的な施設の更新を図ります。
- 施設の維持管理を適切に行い経営の安定化を推進します。

② 農業集落排水事業

- 住吉地区の整備を推進します。
- 田皆地区の施設の機能強化を推進します。
- 施設の維持管理を適切に行い経営の安定化を推進します。

③ 合併処理浄化槽事業

- 上城校区を重点に合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 施設の維持管理を適切に行い経営の安定化を推進します。

④ 水洗化の促進

- 下水道の本来の目的を達成するために供用開始区域内の水洗化を推進します。

⑤ 経営の効率化

- 水洗化の促進、適切な下水道使用料の設定、未収金の解消、民間委託の導入等により経営の効率化・安定化を推進します。

⑥ 尿尿処理

- 未水洗化の家庭等の尿尿処理については、適正な処理に努めます。



住吉配水池



知名環境センター

第7節 公共交通（バス）

1. 現状と課題

- 本町の公共交通として、沖永良部バス企業団が役場、商店街、医療施設など主要な施設を結ぶ形でバスを島内 11 系統運行しており、町民の重要な移動手段としての役割を担っています。しかし、人口の減少や自家用車の増加などによるバス利用者の減少によって、一部の運行では廃止や縮小が行われるなど、バス事業は厳しい運営状況にあります。今後は、事業の効率化を進め、費用の削減などによる運営改善を行うとともに、高齢化社会や環境保護への対応から、ますます重要な役割を担っていくバスの運行維持に努めていく必要があります。

2. 基本方針

- 高齢化社会や環境保護への対応からバスの運行を維持することは極めて重要であり、そのためには事業の効率化による収支改善を計画的に推し進めるとともに、バスの利便性向上を図るなどバスの利用を促すことで、「効率的で持続可能な公共交通体系の構築」を目指します。

3. 施策展開の概要

(1) 沖永良部地域公共交通総合連携計画に基づく事業の実施

平成 21 年度に策定した沖永良部地域公共交通総合連携計画に基づき、「効率的で持続可能な公共交通体系の構築」を図る各種事業を実施します。計画では、国の補助によりバスの実証運行を一定期間実施し、その結果を評価・分析することで、バス事業の運営改善につなげていきます。また、バス停や待合所などバスを利用する環境の整備を推進します。



バス停(町体前)にて



13人乗りの小型バス

第6章 うるおい・知名 人とのつながりを大切にするまちづくり

第1節 共生・協働

1. 現状と課題

- 近年、町が厳しい財政状況に直面し、急速に少子高齢化が進展している中で、多様化する町民からのニーズの全てに対応することが困難な状況になってきており、新しい知名町の姿として、町民と行政が協力し共に支えあう「共生・協働のまちづくり」が求められています。

2. 基本方針

- まちづくりの進め方を行政主導から「行政、地域、各団体、町民」等の適切な役割分担のもとでそれぞれの果たすべき責任と自覚を持ち、対等な立場で協力し、支えあうまちづくりを目指します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
地域活動の参加割合	%	60.1	70.0
ボランティアやNPO活動の参加割合	%	36.3	50.0

※(平成19年奄美群島振興開発アンケート結果参照)

〔設定理由〕

- 「地域活動の参加割合」は、地域のひとり一人が地域活動に参加する仕組みづくりを進めて成果向上を目指します。
- 「ボランティアやNPO活動の参加割合」は、町民ひとり一人が活動に参加する仕組みづくりを進めて成果向上を目指します。

4. 施策展開の概要

- (1) 支援活動として以下の検討を図ります。
 - ① 地域や集落のひとり一人が参画できる仕組みづくりを進めるとともに、地域の課題に対応する組織を支援します。
 - ② 「共生・協働のまちづくり」における地域やNPO・ボランティア団体等の自主的・積極的な活動に対する支援及び情報提供を行います。

- ③ コミュニティ意識や連帯感そして地域の活性化を図るため、コミュニティリーダーの育成の研修会やコミュニティ活動に関する情報提供を行います。
- ④ 地域づくり活動の支援を行います。



パートナーシップミーティング(県民と行政との意見交換)



協働による地域の活動状況(排水路の草刈)

第2節 移住・交流

1. 現状と課題

- 本町において、少子化や雇用不足の問題等から人口が減少しており、平成12年国勢調査人口は7,435人、平成17年は7,115人と5年間に320人の減少があり、さらに平成21年10月の住民基本台帳人口では6,811人とさらに304人の減少と急激な人口減少が問題となっています。その対策として島の魅力を求めて移住を希望する方々はじめ移住受け入れの対応が求められています。本町へ移住や定住を希望する問い合わせにおいて情報提供や対策がとれていないため、Uターン者等の対応ができていないのが現状です。また、町の魅力のPRを通して知名町ファンづくりを進め、交流を促進する必要があります。

2. 基本方針

- 町に住みたい・住み続けたい方を増やすため、移住・交流を積極的に推進します。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
体験(農業等)の受入数	人	—	100人
修学旅行生の受入数	人	—	150人
短期～長期滞在数	人	未把握	200人
島外からの移住者数	人	未把握	50人

〔設定理由〕

- 「体験の受入数」は、ありのままの知名町を知ってもらうために計画します。
- 「修学旅行生の受入数」は、島の自然に触れることと産業である農業体験を行うことにより都会では味わえない生活を体験します。
- 「短期～長期滞在数」は、知名町に移住したい方々の事前準備として体験してもらいます。
- 「島外からの移住者数」は、人口対策をはじめ町の新たな気運づくりを期待しています。

4. 施策展開の概要

(1) 情報の収集と発信

- 空き家情報の収集と発信を図ります。
- 民間アパートリスト、民間分譲地リストの提供を行います。

- 町ホームページによる広報宣伝を図ります。
- (2) 交流の促進
 - 町内の視察・案内(ガイド)を行える体制を図ります。
 - 自然体験や農業体験を計画実施するなど、島の良さを知る体験型を図ります。
 - 修学旅行生の受け入れを図ります。
 - 短期～長期滞在に対応した取り組みを図ります。
- (3) 住居対策
 - 空き家の利活用策、家族型の住居対策、単身者の居住対策を検討します。



農業体験



空き家利活用の検討

第7章 みすえる・知名 新時代を構築するまちづくり

第1節 行政運営

1. 現状と課題

(1) 行政

平成21年に平成の大変革ともいべき半世紀ぶりの政権交代があり、発足した新政権下、地域のことは、地域の住民ひとり一人が自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負い、地域に住む住民が決める「地域主権の確立」が政策の大きな柱に掲げられました。

これにより、明治以来の中央集権体質の下での国と地方の関係は大きく転換することになり、現下の厳しい財政制約のもと、なお一層の行財政のスリム化に取り組むとともに住民と行政の役割分担を明確にしたうえで、住民と一体になった行政運営を確立していく必要があります。

そのためには、少子高齢化・人口減少社会が進む中であって、地域の活性化・再生を図るために、地域からの人材・資金の流出を減らし、地域の豊かな自然環境、地域において生産される農産物、あるいは歴史的文化資産等の地域資源の活用を図りながら、さらには次の時代を担う人材（リーダー）の育成が必要不可欠になります。

このようなことを踏まえ、住民の視点に立ち、住民生活に密着した行政を担っていけるような組織の活性化、職員の能力向上のための研修体制の確立に努め、さらに、長期的・計画的な事務事業推進、行政評価の実施による財政運営の健全化、情報化・電算化の推進による事務の効率化・適正化や民間・団体能力の活用による行政サービスの向上に努めます。また、老朽化著しい役場庁舎の問題や指定管理者制度などの積極的活用にも取り組みます。

(2) 集落形成

少子・高齢化が進行し、限界集落（65歳以上人口が50%を超える集落）になる可能性の集落があり、集落活動の維持推進等が懸念されています。

(3) 集落公民館施設の再整備

21集落の公民館建設を進めてきましたが、初期の施設では約40年が経過し、建物の老朽化や安全性等が問題になっています。

2. 基本方針

(1) 行政

住みよい町づくりを推進するためには、行政主導でなく、住民一人ひとりが町づくりに参加し、長期ビジョンのなかで自らの力で自らの町づくりを展開していくことが求められます。

町政は、主役である町民が幸せな生活を演ずるためのステージづくり、つまり演出を担当し、主役が思う存分個性を発揮できる環境づくりをすることが重要な役割であります。

「人間＝ヒト」「資源＝モノ」「財源＝カネ」の三つの「ゲン」を基本理念として、「人間にやさしい福祉施策の推進」「資源を大切にす環境保全型農業の展開」「財源を有効活用した社会資本の整備」を推進します。

役場庁舎は老朽化が著しい状況にあり、将来における各種の災害、事故などのいわゆる危機の発生に対して、迅速かつ的確に対応できるよう危機管理体制も整備する意味からも庁舎の新築について財源や移転等の検証を進め、早期実現のためのあらゆる施策に取り組みます。また、多様化する行政需要に対応するため指定管理者制度を推進します。

(2) 集落形成

人口減少に歯止めをかけるために社会福祉の充実、産業の振興、公営住宅等の諸施策を推進し、集落の維持・活性化を図ります。

(3) 集落公民館施設の再整備

整備の一巡した各集落の公民館について、再度老朽化対策を講じる必要があることから、新たな整備計画を講じます。

3. 目標値

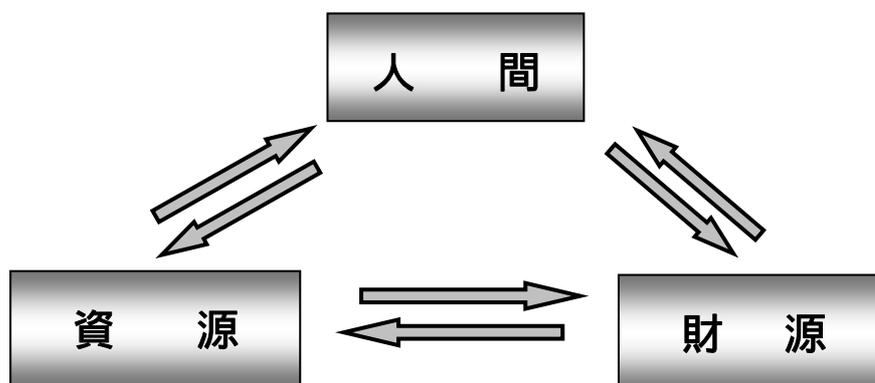
成果指標名	単位	平成 20 年度 (現状値)	平成 31 年度 (目標値)
行政のスリム化 (定員適正・人件費抑制)	人	139	130
	億円	10.8	10.0
人材育成の強化 (自治大学等長期・専門 研修体制の充実)	回	1	10
	人	1	10
ブロードバンド (光ファイバー網) 環境 の整備	世帯	—	1,500
	億円	—	5.7

〔設定理由〕

- 今後の人口減が見込まれる中、電子自治体の推進等により行政のなお一層のスリム化が必要である。そのためには、さらなる定員適正化による人件費の抑制は必要不可欠となります。
- 自ら政策形成能力を持ち、あらゆる行政課題に対応し得る人材を育成し、まちのリーダーとしての資質向上を図ります。

4. 施策展開の概要

(1) 行政



- ① 産業の振興・・・豊かなまちづくり
- ② 福祉の充実・・・幸せなまちづくり
- ③ 教育の充実・・・人づくりは町づくり
- ④ 生活環境の整備・・・住みよい町づくり
- ⑤ 財政基盤の強化・・・元気な町づくり

「人間(ヒト)」「資源(モノ)」「財源(カネ)」の三つのゲンを大切にしながら、対話と行動で町の活性化を図るために、次の政策に取り組みます。

- ① 産業の振興
 - サトウキビを中心に花卉、園芸、葉たばこ、果樹、畜産等の複合経営による農家所得の向上
 - 基盤整備並びに畑かん事業の推進
 - <国営土地改良事業(地下ダム建設)の推進>
 - <県営畑総事業の推進>
 - 宝田地区の農業用水施設の整備
 - 基盤整備の推進に対応した営農体系の確立
 - 「知産知消」の推進による地域経済の活性化
- ② 福祉の充実
 - 少子・高齢化社会に対応した福祉対策の充実
 - 保健・医療機関との連携による町民の健康増進
 - 障害者福祉対策の充実
 - 子育て支援策の充実
 - 高齢者宅等の「火災警報装置」設置の助成
- ③ 教育の充実
 - 知名小学校校舎(体育館含む)建設に着手

- 学校における情報・通信施設の整備
- 学校給食センター施設の整備
- 幼保一元化を視野に入れた幼児教育（保育）施設の充実
- ④ 生活環境の整備
 - 町内全域をネットワークするブロードバンド（光ファイバー）事業の導入
 - 公共下水道並びに農業集落排水事業（住吉地区）の推進
 - 上水道水質向上のための「硬度低減化施設」導入の検討
 - 公営住宅整備五カ年計画の策定及び事業推進
 - 大山町有林の保全と活用
- ⑤ 財政基盤の強化
 - 行財政改革の推進による財政の健全化
 - 自主財源の確保による活性化事業の推進
 - ブロードバンドを活用した雇用機会の創出
 - 第五次総合振興計画の推進
- ⑥ その他
 - 役場庁舎の建設
 - 指定管理者制度の推進
- (2) 集落形成
 - ① 社会福祉の充実
 - 少子・高齢化対策の推進。
 - ② 産業の振興
 - インターネットなどの整備により新しい産業の創出。
 - ③ 住環境の整備
 - 公営住宅の分散化。
- (3) 集落公民館施設の再整備
 - 施設の規模、財源、建設場所をはじめ、世代を超えた豊かなふれあいの場・コミュニティ活動を育てる場であるという設置目的等を提案しながら、地域と町が協働で要望や特性に見合った地域づくりを推進します。

第2節 財政運営

1. 現状と課題

〔財 政〕

- 町民生活における利便性の向上を図るため、社会資本整備・各種施策を積極的に進めてきました。特に、平成8年度から実施した若者定住緊急プロジェクト事業・沖永良部衛生管理組合焼却炉更新事業等、短期間で多額の地方債を発行・負担したため、一般で言う借金の返済に当たる地方債償還額が増加し、町全体として一般財源に占める公債費及び、公債費に準ずる返済を表す実質公債費比率が18%（公債費負担適正化計画における基準）を越え、平成20年度では20.6%の高い水準にあります。

また、歳出のうち人件費や公債費など経常的な支出に、町税などの経常的収入がどの程度充当されているかを示す、経常収支比率も平成20年度では94.5%と高く、財政構造の弾力性が欠けている現状です。施設等についても、更新の時期を迎えるなか、財源的措置が出来ず、維持補修経費の増加や、危険箇所・機能低下箇所が多々見られます。

〔税 政〕

- 税財源の確保と徴収率向上

農業振興や他の産業振興等に毎年多額の予算を投入し、所得の向上が図られてきましたが、税収の増に至っていないのが現状であります。

2. 基本方針

- 自主財源の積極的な確保を行う。徴収強化・滞納整理（法的措置の強化）、公有財産の有効活用を行います。
- 簡素で効率的な行財政運営のため、町と町民役割を明確化し、各種施策の見直しによる歳出削減に努めます。
- 施設の機能向上・統合・廃止・民間委託等を実施し、行政のスリム化・歳出の抑制を図ります。
- 分かり易い町財政情報の開示に努めます。

3. 目標値（財政）

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
経常収支比率	%	94.5	90.0
実質負担公債費比率	%	20.6	17.8
農業者：住民税所得割	千円	6,000	10,000
法人：法人町民税	千円	17,600	25,000

〔設定理由〕

- 経常収支比率は、一般的に80%が健全といわれますが、現在の経常的経費の見直し等を含めても、地理的条件・地方債償還を加味して4.5%の減を目標としました。
- 実質負担公債費比率は、公債費負担適正化計画を策定しており平成24年には18%以下になる見込みですが、学校等の施設更新に伴う地方債発行額を加味し、2.8%の減を目標としました。
- 個人町民税所得割（農業所得）は、個人住民税に占める割合が600万円/1億8,200万円＝3.3%となっており、目標を5.5%の1,000万円としました。
ちなみに、町の決算額に占める農業費の割合は8億2,500万円/47億4,200万円の17.4%となっています。
- 法人町民税は、H18年度29,783千円、H19年度23,011千円、H20年度17,685千円となっており、今後の国営事業効果・農業所得向上やそれらに伴う商店街活性化による効果を考慮しました。

4. 施策展開の概要

(1) 財 政

- ① 総合振興計画にもとづく、事業計画の管理および地方債発行を抑制します。
- ② 各種施策、施設等の運営管理の見直しによる経費削減に努めます。
- ③ 本町の財源は、地方交付税等の依存財源が8割を占めているので、歳入にみあった施策を展開します。
- ④ 分かり易い財政情報提供を町ホームページ・広報紙、集落への出前講座等を積極的に実施します。
- ⑤ 実質公債費比率を含む財政健全化法に基づく4指標の改善を図ります。
- ⑥ 新地方公会計制度に基づく財務4表を作成し健全な財政運営に推進します。

(2) 税 政

- ① 農業所得等の把握のために、関係機関との連携を強化します。
受益者負担の原則を「分担金・負担金」同様、間接的に納税額（所得＝納税）にも反映させる方法を検討します。（租税公課＝非負担・低負担：補助対象資格審査強化）
- ② 税の公平性の観点から滞納対策・未申告者対策の強化をします。
法的措置の実施（預貯金・生命保険・動産・不動産等の差押えを実施する）
延滞金を徴収することで納期内納税の推進を図ります。

※用語説明

- 財政健全化法 …「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況を「実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率」により明らかにしようとするものです。

- 新地方公会計制度 …現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのことです。具体的には、町全体及び係わりの深い一部事務組合・第三セクター等を連結ベースで①貸借対照表 (B/S)、②行政コスト計算書 (P/L)、③資金収支計算書 (C/F)、④純資産変動計算書 (NWM) の4表を整備することを求めています。

第3節 議会運営

1. 現状と課題

- 現在、平日の昼間に議会が開かれているため、働いている人たちは傍聴できない状態にあります。そのため傍聴者は一部の町民に限られているのが現状です。
- 町民への議会広報活動の充実を図るため、分かりやすい議会だよりの作成、インターネットなどの映像配信、会議録検索システムの構築等が必要とされています。

2. 基本方針

- 町民の議会に対する関心は高い水準にあります。さらなる成果向上を目指すため町民に対する積極的な情報提供に努めます。

3. 目標値

成果指標名	単位	平成20年度 (現状値)	平成31年度 (目標値)
議会の傍聴者数 (のべ人数)	人	130	200

〔設定理由〕

- 「議会の傍聴者数 (のべ人数)」については、現状の水準 (130 人) 同規模人口の他町と比べると高い水準にあり、その水準を維持することを基本としつつ、さらなる人数の増加に努め目標値を 200 人に設定しました。

4. 施策展開の概要

- (1) 議会に関する情報提供の充実
 - ① 議会だよりの紙面の充実や、議会だよりを通じた傍聴の周知を行うことで積極的参加を町民に呼びかけます。
 - ② インターネットなどの映像配信及び会議録検索システムの構築に関しては、情報提供のあり方を検討の上、順次進めていきます。



●花ひらく 夢ひらくまち●

フローラル知名